

# 平成24年度統計法施行状況に関する審議結果

平成25年10月9日

内閣府統計委員会

## はじめに

統計委員会では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定により総務省が法の施行に関して各府省の報告を取りまとめた法の施行状況の報告を受け、法の施行状況の確認及び法第4条の規定に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「現行基本計画」という。）の推進を図るため、毎年度審議を実施している。

今回の平成24年度法施行状況審議においては、現行基本計画の期間（平成21年度を初年度とするおおむね5年間）を勘案し、統計をめぐる社会経済情勢の変化や各府省における取組の自己評価を検証し、現行基本計画に掲げられた事項の取組状況の評価を踏まえ、個別の項目又は事項ごとに専門的かつ客観的見地から、現行基本計画全般にわたって検討を行った。

この審議の結果、各府省は、おおむね現行基本計画に沿った取組を進め、既に所期の目的を達成し、更なる取組の発展及び充実を図る余地も認められない事項がみられる一方、今後も継続的な取組が必要と考えられる事項や、新たな取組が必要と考えられる事項等がみられた。

このため、平成26年度を初年度とする新たな計画（以下「次期基本計画」という。）の策定に資する観点から、評価結果を踏まえた次期基本計画に関する基本的な考え方を取りまとめた。

今後、統計法の目的及び基本理念を踏まえつつ、公的統計をめぐる様々な課題の克服に向けて実効性のある計画となるよう、この審議結果を基に、具体的施策、実施時期等の明確化を図るなど、政府一体となって更なる具体化を図った上で、次期基本計画案が取りまとめられることを期待する。

## 目次

### I 検討の経緯等

1	検討の経緯	2
2	今回審議の背景事情等	2
3	審議の進め方	2
4	審議結果の取りまとめ	3

### II 審議結果

第1	施策展開に当たっての基本的な視点	5
1	統計相互の整合性の確保・向上	5
2	国際比較可能性の確保・向上	5
3	経済・社会の環境変化への的確な対応	6
4	正確かつ効率的な統計作成の推進	6
5	統計データの透明化・オープン化の推進	6
第2	公的統計の整備に関する事項	7
1	経済関連統計の整備	7
(1)	「国民経済計算」の整備	7
(2)	「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備	9
(3)	サービス産業に係る統計の整備	9
(4)	企業活動に係る統計の整備	10
(5)	経済活動のグローバル化に対応した統計整備	10
2	分野別経済統計の整備	11
(1)	環境に関する統計の整備	11
(2)	観光に関する統計の整備	12
(3)	交通に関する統計の整備	13
(4)	建設・不動産に関する統計の整備	13
3	人口・社会、労働関連統計の整備	14
(1)	社会保障全般に関する統計の整備	14
(2)	人口減少社会に対応した統計の整備	14
(3)	教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	15
(4)	企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	15
第3	公的統計の整備に必要な事項	17
1	統計作成の効率化及び報告者負担の軽減	17
(1)	事業所母集団データベースの整備・利活用	17
(2)	行政記録情報等の活用	17
(3)	オンライン調査の推進	18
(4)	統計基準等の見直し	19
2	統計リソースの確保及び有効活用	19
(1)	統計リソースの確保のための取組	19
(2)	調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	19

(3)	統計職員等の人材の育成・確保	20
(4)	災害発生時等の備え	20
(5)	民間事業者の活用	20
3	統計調査環境の改善	21
(1)	統計ニーズの的確な把握	21
(2)	統計の品質保証活動の推進	21
(3)	統計に係る広報・啓発活動の推進等	22
(4)	統計リテラシーの向上	22
(5)	研究開発成果の共有	23
4	統計データの有効活用	23
(1)	調査票情報等の提供及び活用	23
(2)	政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	24
5	国際協力及び国際貢献の推進	24
(1)	国際機関への情報提供の推進	24
(2)	発展途上国等への支援	25
第4	基本計画の推進	26
1	各府省における取組	26
2	統計委員会における取組	26
Ⅲ	項目別平成24年度統計法施行状況審議結果	
第2	公的統計の整備に関する事項	28
第3	公的統計の整備に必要な事項	66
第4	基本計画の推進	89

# I 検討の経緯等

## 1 検討の経緯

総務大臣は、法第55条第1項の規定に基づき、法の施行に関して各府省に報告を求め、同条第2項の規定に基づき、毎年度、その報告を取りまとめた上、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。この報告を受けた統計委員会では、同条第3項の規定に基づき、関係大臣に意見を述べる必要があるかを含め、審議を行っている。また、統計委員会は、現行基本計画においても、この法第55条の枠組みの中で、客観的な評価・検証等を行った上、必要に応じて関係府省に取組の再検討、見直し、促進等のための意見を提示することとされている。

平成24年度の法施行状況については、平成25年5月17日に開催された第64回統計委員会における総務大臣からの報告を受け、直ちに基本計画部会に付議して、審議を開始したものである。

## 2 今回審議の背景事情等

平成24年度法施行状況報告では、法第4条の規定に基づく策定・閣議決定から4年目を迎える現行基本計画の各担当府省における取組状況・その自己評価のほか、公的統計の作成や、調査票情報の利用及び提供等の取組状況が盛り込まれている。

現行基本計画は、おおむね5年間を計画期間とする計画であり、平成25年度末に計画期間が満了することとなる。このため、次期基本計画を策定するためには、平成25年度中に閣議決定を含めた一連の作業を終える必要がある。

一方、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案するとともに、施策の効果に関する評価を踏まえて、計画を変更すると規定されている。

このため、平成24年度法施行状況審議においては、次期基本計画の策定に資するため、現行基本計画に掲げられた個別の項目又は事項ごとの取組状況の評価を中心に、専門的かつ客観的な見地から、現行基本計画全般を対象に検討を行うこととした。また、この評価結果及び統計をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、審議の成果物として、次期基本計画に関する基本的な考え方を取りまとめることとした。

なお、平成24年度法施行状況のうち現行基本計画に関する取組状況は、上記のような事情から、例年よりも約1か月前倒しして報告されている。

## 3 審議の進め方

今回の審議は、「平成24年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について」（平成25年5月17日基本計画部会決定）により、共通的な視点等に基づいて、現行基本計画を項目ごとに評価するとともに、社会経済情勢の変化も踏まえ、次期基本計画に向けた発射台としての位置・方向性等の検討を主眼として実施した。

具体的には、委員会から審議を付議された基本計画部会において、理念・方針等の次期基本計画の基盤となる項目や、共通的な項目を対象に審議を行った。また、基本計画部会の下に、次に掲げる3つのワーキンググループを設置し、担当分野別に掘り下げた審議を行った。なお、各ワーキンググループには、基本計画部会長を除く全委員がいずれかのワーキンググループにコアメンバーとして参加するとともに、関心のある委員は他のワーキンググループにも参加し、議論に加わった。

また、各ワーキンググループにおいては、特定の事項に関し、タスクフォースを設けるとともに、審議協力者（学識経験者、関係府省及び地方公共団体の関係者等）とも十分な意見交換を行うなどして審議の充実を図った。

表 基本計画部会・ワーキンググループ（WG）別の審議対象、審議実績等

区分	具体的な審議対象分野	構成員（コアメンバー）	開催実績
基本計画部会	基本的な方針、基幹統計、ビジネスレジスター、統計基準の設定、基本計画の推進・評価等	全委員	5/17、6/21、6/27、7/26、8/20、8/26、9/18、9/27
第1WG	国民経済計算、経済構造統計、サービス統計、環境統計、観光統計等	川本委員、西郷委員、中村委員、深尾委員	6/7、6/21（*）、7/12（*）、7/26（*）、7/31、8/19、9/12
第2WG	福祉・社会保障統計、少子高齢化等に対応した統計、教育統計、労働統計等	安部委員、北村委員、白波瀬委員、津谷委員	6/7、6/21、7/5、7/19、7/31（*）、8/26、9/3
第3WG	行政記録情報等の活用、統計リソース、国民の理解促進、統計データの有効活用等	縣委員、竹原委員、椿委員、廣松委員	6/11、6/26、7/9、7/23、8/19、9/2

（注）「開催実績」欄の開催月日の末尾に、「\*」印を付しているものは、タスクフォースを示す。

#### 4 審議結果の取りまとめ

今回の5か月弱・延べ28回にわたる審議結果については、次期基本計画の策定に資する観点から、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点・重点施策や構成（章立て、項目立て等）に沿って、項目ごとに①共通的な評価の視点等を踏まえた現行基本計画の取組状況の評価、②前述①の評価や社会経済情勢の変化を勘案した次期基本計画における取扱いの方向性、③次期基本計画における具体的な取組を含めた基本的な考え方等を、次の「Ⅱ 審議結果」に取りまとめた。

また、審議の結果、現行基本計画のうち所期の目的を達成している項目・事項や、項目ごとの①現行基本計画の概要、②平成24年度法施行状況報告の概要、③統計委員会における評価、④次期基本計画における基本的な考え方の詳細については、「Ⅲ 項目別平成24年度統計法施行状況審議結果」に取りまとめた。

なお、今回の審議期間中に経済センサス - 活動調査の全ての結果が公表されていないため、その結果に基づいた十分な審議を行えなかった。統計委員会としては経済統計体系全体の視点からこの結果を踏まえ、経済統計に関する残された課題について今後審議する所存である。

## II 審議結果



## 第1 施策展開に当たっての基本的な視点

現行基本計画においては、法第1条の「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」を目的として、①統計の体系的整備、②経済・社会の環境変化への対応、③統計データの有効活用の推進、④効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用を、施策展開に当たっての基本的な視点と位置付けている。

各府省では、これらの視点を踏まえた具体的施策として、①「経済構造統計」（基幹統計）<sup>(注)</sup>の創設・実施、②「国民経済計算」（基幹統計）（以下「SNA」という。）の推計精度の向上、③事業所母集団データベースの構築・運用、④オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供の推進等に取り組むなど、おおむね計画に沿った取組を進めているものの、統計調査の実施や統計リソースの確保等を含めて、公的統計の作成及び提供を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

一方、公的統計は、「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making）を推進し、学術研究や産業創造に積極的な貢献を果たすことが求められている。この要請に応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成・提供するためには、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点を、より一層重点化、明確化することが必要となっている。また、これらの基本的な視点は、現行基本計画に掲げられた取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことにも留意が必要である。

このため、次期基本計画においては、現行基本計画における重要な目標である「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的整備を推進するため、以下の視点に重点を置いた各種施策を、政府一体となって推進することが必要と考える。

(注) 基幹統計及び基幹統計調査は、その旨を括弧書きで初出で記載し、その他の統計及び統計調査との区分を明らかにした。その他の統計及び統計調査については、その旨を記載していない。

### 1 統計相互の整合性の確保・向上

基幹統計を中心とした公的統計の体系的整備に当たって、「経済構造統計」及び関連した大規模統計に関する新たな枠組みを検討するなど、統計相互の整合性の確保・向上を図る。また、雇用・労働関連の用語や定義等を整理するなど、比較可能性の向上を図る。さらに、関連する経済統計調査において、共通して把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードを活用した統計を作成するなど、新たな統計整備の在り方についても検討する。

### 2 国際比較可能性の確保・向上

SNAの整備に当たって、国際基準である2008SNAに的確に対応するなど、国際比較可能性の確保・向上を図る。また、各種の統計における国際基準、ガイドライン等の検討に寄与するとともに、その検討動向を踏まえた統計の作成・提供に努める。なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者負担や実査可能性に

も留意する。

### 3 経済・社会の環境変化への的確な対応

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）における①グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安定保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。また、同閣議決定における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づくジェンダー統計のほか、地域別統計及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成・提供を推進する。併せて、統計の作成・提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要なリソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。

### 4 正確かつ効率的な統計作成の推進

統計の有用性の向上に留意しつつ、厳しい行財政事情や調査環境の現状を踏まえ、行政記録情報を活用し、情報通信技術の進展を勘案したオンライン調査の推進を図るなど、統計の精度を確保しつつ、効率的に統計を作成・提供する。また、事業所母集団データベースを活用し、重複是正や調査事項の縮減を図るなど、報告者負担の軽減を図る。

### 5 統計データの透明化・オープン化の推進

統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。また、オーダーメイド集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。さらに、e-Stat（政府統計の総合窓口）について、API機能<sup>(注)</sup>の提供や統計GIS（地図で見る統計）等の充実に向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化を一層推進する。

（注）統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式[API (Application Programming Interface)]で提供

## 第2 公的統計の整備に関する事項

### 1 経済関連統計の整備

#### (1) 「国民経済計算」の整備

SNAは、その計数自体が重要な経済統計であるばかりでなく、関連する統計における概念、定義、記録原則などの基礎と位置付けられている。また、SNAは、各種統計調査の設計の指針や統計数値間の整合性確保の枠組みも内包している。このため、国際的動向に的確に対応しつつ、体系として確実な推計を行っていくことが重要となっている。さらに、主要先進経済国として、日本がSNAに関する国際的な議論の主導的役割の一翼を担い、その発展に貢献することも必要である。

SNA関連事項については、平成23年12月に公表された「平成17年(2005年)基準改定」において、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、今後のSNAの年次推計については、平成28年「経済センサス-活動調査」(基幹統計調査)の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、いわゆる「代替推計」を確立する必要があるなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが何よりも重要な課題となっている。また、この課題に取り組みつつ、2008SNAなど国際標準への準拠、「証拠に基づく政策立案」のための提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、SNAと一次統計の連携強化が不可欠となっている。

#### ア SNAの精度の確保・向上

「経済センサス-活動調査」を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、精度の確保・向上を図る観点から、供給・使用表(Supply and Use Tables, SUT)の活用などにより、SNAの推計の枠組みを確立・強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、精度向上を図る。
- ② 供給・使用表の枠組みを通じたSNAの精度向上のため、SNAと「産業連関表(基本表)」(基幹統計)、「同延長表」及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。
- ③ SNAの基準年の供給・使用表について、「産業連関表(基本表)」と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。
- ④ 「産業連関表(延長表)」について、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上を図った上、基幹統計化を推進する。
- ⑤ 統計上の不突合の原因の一つとなっているGDP(生産側)のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。
- ⑥ SNAにおける推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。

## イ SNAの国際比較可能性の向上

国際比較可能性の向上という観点から、2008SNAに準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 2008SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。
- ② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による「産業連関表（基本表）」及びSNAの作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）及びSNAの次々回基準改定での実現を目指す。
- ③ SNAと「産業連関表（基本表）」の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、SNAとの整合性及び国際的な動向への対応を検討する。

## ウ SNAの提供情報の整備

有用性の向上及び地域統計の整備を図る観点から、四半期推計の充実、長期時系列計数の提供、地域経済計算の充実に向けた支援を強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。
- ② 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供等を進める。
- ③ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向けて、地方公共団体に対する支援を強化する。

## エ SNAと一次統計等との連携強化

推計の基礎となる一次統計等の一層の整備と活用方法の開発を進め、SNAの基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者負担に配慮しながら、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 「経済センサス-活動調査」の結果の活用により、生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法を確立する。
- ② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。
- ③ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の拡充・推計手法について検討する。
- ④ コモ法のうち、いわゆる建設コモ法について、進捗ベースの建設統計を活用

して推計する方式を確立する。

- ⑤ 生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報をどのように確保するかについて、「サービス産業動向調査」を中心に検討する。
- ⑥ ①～⑤を含む一次統計との連携強化について、SNA、「産業連関表」及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。
- ⑦ コモ法における商品別配分比率の推計、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備については、SNAの方法論上の課題としての検討を継続、強化する。

## (2) 「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備

「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備については、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、その課題等を取りまとめた点については評価できる。一方、「経済センサス-活動調査」の検証を踏まえ、新たな枠組み及び具体的な課題を検討するため、関係府省が一体となった取組を推進していくことが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 「経済センサス-活動調査」の在り方を検討し、結論を得る。
- ② 「経済センサス-活動調査」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みを検討し、結論を得る。
- ③ 「経済構造統計」及び関連大規模統計に関する新たな枠組みを検討し、結論を得る。
- ④ 売上高等の把握における消費税の取扱いは、現状では企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、報告者負担等を勘案した上で、結果精度を高める方法について検討する場を設ける。
- ⑤ 産業分類は供給概念で作成されているものが中心である一方、サービスの副次的活動を把握するには、併せて需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であり、産業分類が需要概念で構成されている分類もあることから、各分類の特性を踏まえ、生産物分類の検討を段階的に進める。

## (3) サービス産業に係る統計の整備

我が国経済における第3次産業の占める割合はGDPで7割となっており、社会経済の実態を的確に捉えるために広義のサービス分野の統計の重要性は高まっている。しかし、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていなかった。こうした背景から、「サービス産業動向調査」などの創設が行われているが、更なる精度向上に向けた取組が必要になっている。また、産業としてのサービスに関する統計整備の充実も必要と考える。

「サービス産業動向調査」と「第3次産業活動指数」については、両統計とも、精度向上のための取組として、調査の見直しや推計手法の検討を行った点については評価できる。一方、基幹統計化に向け、統計の有用性の向上に向けた取組が行わ

れているが、引き続き両統計の有用性確保についての取組を進めるとともに、サービス産業に係る構造面の把握の在り方についても研究を進めることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進める。
- ② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。また、「四半期別GDP速報」(QE)を始めとしたSNA等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について結論を得る。
- ③ 「第3次産業活動指数」について、次回基準改定(平成27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。

#### (4) 企業活動に係る統計の整備

企業活動に係る統計の整備については、情報通信業分野における企業活動を捉えた「情報通信業基本調査」の実施や、企業のサービス活動を把握するための「純粋持株会社実態調査」の実施など、おおむね現行基本計画に沿った取組が行われていると評価できる。一方、企業活動の多角化やグループ化、企業内での分業や取引等に関する企業のサービス活動及び企業が保有する資本や土地などのストック面に関する統計の整備については、その検討が進展しているとは言い難く、報告者負担に留意しつつ、更なる取組の発展・充実が必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討する。
- ② 事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、報告者負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討する。
- ③ 平成24年「経済センサス-活動調査」結果を、平成21年「経済センサス-基礎調査」(基幹統計調査)で把握された企業グループの情報により集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。
- ④ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、「純粋持株会社実態調査」の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。

#### (5) 経済活動のグローバル化に対応した統計整備

現行基本計画の「グローバル化の進展に対応した統計の整備」においては、企業の貿易取引や海外事業活動に加えて、外国人住民に係る基本的な統計の整備等が、検討の項目となっている。このうち、外国人住民に係る基本的な統計整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。また、企業活動に係る事項については、引き続き取組の発展・充実を図る余地が認められると評価できる。

経済活動におけるグローバル化については、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、グローバル化のメリットを活かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられている。このため、国際経済取引や企業の国際化を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が増している。

また、国際的な動向に目を向けると、G20 データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となりうるリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、国際通貨基金（IMF）が新たな経済・金融統計の公表基準であるSDDSプラスへの参加を各国に呼びかけている。このため、平成31年末までの参加期限に向け、SDDSプラスへの参加に必要なデータ整備のための検討を進めることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、社会経済情勢の変化への対応や、国際比較可能性の向上という観点から、「グローバル化の進展に対応した統計の整備」を「経済活動のグローバル化に対応した統計整備」に変更した上で、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、「海外事業活動基本調査」の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても結論を得る。
- ② 「貿易統計」については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成（集計）方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して引き続き基幹統計化の可否について検討し、結論を得る。
- ③ 国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる「国際収支統計」について、新たな統計の定着度合や利用者の反応をフォローアップする。
- ④ 関係府省の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。
- ⑤ 上記④の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。

## 2 分野別経済統計の整備

### （1）環境に関する統計の整備

環境に関する統計の整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、地球温暖化対策等の環境問題は、国民にとっても関心の高い事項であり、その統計整備は重要な課題となっている。また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても、地球温暖化対策が取り上げられており、このような環境問題を取り巻く変化に対応する観点からも引き続き取組の発展・充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温

室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。

- ② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。
- ③ 平成17年版の環境分野分析用産業連関表を作成する際に主要な部門別投入量等の把握などが未対応であることが明らかになったが、この課題の解決に向けて平成23年版の環境分野分析用産業連関表の作成に取り組む。
- ④ 「エネルギー消費統計」については、「総合エネルギー統計」への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。
- ⑤ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、「総合エネルギー統計」、「産業連関表」、SNAなどの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。

## (2) 観光に関する統計の整備

観光に関する統計の整備については、「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」の充実や、「観光入込客統計」に係る共通基準の策定及び「観光サテライト勘定」(T S A)の本格的な作成・公表が行われるなどおおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できるが、「観光入込客統計」の改善や「観光サテライト勘定」(T S A)の精度向上に向けて、更に取り組む余地が認められる。

さらに、我が国の観光地域における観光売上割合や観光産業の生産・供給構造、雇用状況等の実態を把握するため、「経済センサス-活動調査」結果と接合することを考慮して、平成24年度限りで新たに実施した「観光地域経済調査」については、今後の在り方の検討が必要と考える。

また「日本再興戦略」において、観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の重要性は高まっている。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 「旅行・観光サテライト勘定」(T S A)については、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。
- ② 都道府県の「観光入込客統計」は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。
- ③ 「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。その上で、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、「観光地域経済調査」及び国際基準との整合性を整理し、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。
- ④ 「観光地域経済調査」について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課題の解決、調査結果の利活用について整理し、平成28年度に次回調査を行うかの結論を早期に得る。



### (3) 交通に関する統計の整備

交通関連統計は、各種の統計調査及び行政記録情報から作成され関連する施策に活用されている一方で、統計の安定性・連続性を重視し、比較可能性の向上や社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要との指摘を受けている。

国土交通省では、今般の総合物流施策大綱の策定を契機として、社会経済情勢の変化に対応し、「自動車輸送統計」（基幹統計）を中心とした交通関連統計の体系的整備に着手したいとしていることから、取組を推進することが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。
- ② 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に対応する環境に関する基礎統計の整備に資する。
- ③ 「自動車輸送統計」を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。

### (4) 建設・不動産に関する統計の整備

建設・不動産に関する統計整備については、企業における不動産（土地・建物）ストックをよりの確に把握する観点から、「法人土地基本調査」（基幹統計調査）と「法人建物調査」を統合し、「法人土地・建物基本調査」（基幹統計調査）として調査が実施されるなど、おおむね計画に沿った取組が進められていると評価できる。

このような状況の中で、国土交通省では、建設・不動産に関する統計の更なる体系的整備を図る観点から、「法人土地・建物基本調査」の中間年における企業の土地取得状況等の動向（フロー）を把握することについて検討を進めている。この中間年のフロー調査については、平成25年の「法人土地・建物基本調査」の実施結果の検証や調査実施の目的、必要性を整理した上で、その在り方を検証することが必要である。

また、世帯・公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方についての整理も必要と考える。

一方、建設に関する統計の整備については、建築物の新規着工工事額がピーク時の半分以下に低下していることや、少子高齢化が進む中で、建築物市場を取り巻く環境が大きく変化していることから、経済動向の分析や関連施策の展開にとって、その市場実態を的確に把握することが必要となっている。特に、既存の「建築物リフォーム・リニューアル調査」については、一定の機能向上等が図られる投資部分と機能向上等を伴わない部分に区別して把握されていないなどの課題があり、その改善が急務となっている。

統計の体系的整備の観点から、関連性の高い土地分野と建設物分野の統計整備についての取組の発展・充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 5年ごとに実施する「法人土地・建物基本調査」を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。
- ② 我が国の土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証を行う。
- ③ 経済動向の正確な把握に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアル投資額を正確に把握し、「建設総合統計」及びSNAへの反映を図る。
- ④ スtock重視型住宅施策等の適切な推進に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアルの工事内容ごとの投資額等の把握を図る。

### 3 人口・社会、労働関連統計の整備

#### (1) 社会保障全般に関する統計の整備

「社会保障費用統計」（基幹統計）については、基幹統計化を含め、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、一層の公表時期の早期化や項目の細分化など、集計の充実を検討する余地がある。

また、医療、福祉及び介護関係統計については、多数の統計調査及び行政記録情報により把握されているため、必ずしも全体像が明確になっていない。このため、統計の利便性、有用性等の向上の観点から、その体系を明らかにすることが必要との指摘を受けている。

さらに、「国民医療費」については、行政記録情報を活用するなどして、精緻化・集計の拡充を図っていることは評価できる。一方、現在、OECD（経済協力開発機構）におけるSHA（国民保健計算の体系 A System of Health Accounts）手法自体が開発途上にあり、国際比較可能性の向上という観点からも、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与し、その充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 「社会保障費用統計」について、国内の政策の企画立案上の利活用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ、公表時期の早期化やILO（国際労働機関）基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化に努める。
- ② 医療、福祉及び介護関係統計について、関連する統計体系の全体像を整理する。
- ③ 「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」について、「国民医療費」の精度向上に努めるとともに、SHA改定に積極的に関与する。

#### (2) 人口減少社会に対応した統計の整備

少子高齢化の進展に対応した関連統計の整備については、「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、統計の有用性の向上という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地がある。

また、暮らし方の変化に対応した関連統計の整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、社会構造や調査環境の変化への対応の着実な推進及び国際比較可能性の向上という観点から、関連統計にお

ける取組を注視することが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 人口・社会、労働関連統計において、サンプルサイズ、推計精度及び報告者負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから提供することにより、統計データの充実を図る。
- ② 「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」の調査対象者が中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査内容について検討する。
- ③ 「現在推計人口」の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。
- ④ 「社会生活基本調査」（基幹統計調査）について、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議（CES）による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。
- ⑤ 「国民生活基礎調査」（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査を実施し、その結果を踏まえて検討する。
- ⑥ 平成27年「国勢調査」（基幹統計調査）について、引き続き、オンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努める。

### （3）教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計の整備については、改善・検討を実施していることは現行基本計画に沿った取組を進めていると評価できる。一方、調査実施体制等が検討途上であることや、結果精度の向上という観点から、引き続きその対応を注視することが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、客観的な基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。
- ② 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。
- ③ 「子どもの学習費調査」について、報告者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの的確な把握に向けて調査方法・内容を検討する。
- ④ 「社会教育調査」（基幹統計調査）について、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。

### （4）企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

企業活動の変化や働き方の多様化等のための関連統計の整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、労働移動支援

型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実を図る必要性が高まっている。

また、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しが求められている。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、「労働力調査」（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。
- ② ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。
- ③ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減

##### (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

平成25年1月からシステム運用を開始している事業所母集団データベースは、母集団情報の提供・管理を通じ、経済統計の作成の効率化及び報告者負担の軽減を図る上で、重要なインフラであるにとどまらず、その整備を進めることは統計の精度向上という観点からも重要な取組である。

事業所母集団データベースの整備については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。

一方、今後は、記録情報の更新・蓄積を通じたデータベースの整備に加え、データベースの共通事業所コードをキーとして、蓄積情報を連結した統計を作成・提供するなど、新たな役割が期待されている。記録情報の更新に当たっては、新たな情報収集手法の検討や、既存照会業務の回答精度の向上方策等の検討も必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 継続して実施すべき取組(年次フレーム<sup>(注)</sup>の作成、共通事業所コードの保持等)については、関係府省の協力の下、引き続き取組を進め、その定着を図る。
- ② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充及び精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。また、これを実施するために必要な統計リソースの確保・育成に努める。
- ③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成について検討する。
- ④ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握及び経済活動をより適切に示す分類について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、その手法の向上に努める。

(注) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報

##### (2) 行政記録情報等の活用

###### ア 行政記録情報等の活用

行政記録情報等の活用は、正確な統計作成のみならず、報告者負担の軽減や効率的な統計作成という観点からも、その重要性は高まっている。また、「経済財政運営と改革の基本方針」においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされている。

行政記録情報等の活用については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、効率的な統計作成を推進する観点から更なる取組の充実が必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 「行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化」及び「直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用についての確認・検討の原則化」につい

ては、基本的な取組として更なる定着の促進を図る。

- ② 特別集計による税務データの活用については、現在実施中の検証結果を踏まえて、活用を検討する。
- ③ 政府が保有する行政記録情報等の統計作成への活用について、オープン化の推進を図る観点から、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の継続・充実を図るとともに、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理し、その課題解決に取り組む。

## イ 社会保障・税番号制度の統計への活用

社会保障・税制度の効率性及び透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）が平成25年5月に成立し、社会保障・税番号制度が平成28年1月から本格運用される予定となっている。

社会保障・税番号制度では、法人番号は原則公表され、民間での利用も可能となっている一方で、個人番号の利用は、番号法に規定する社会保障の給付や税の賦課徴収、防災に関する事務等に利用が制限されており、現在は統計への活用はできない。また、個人番号の利用範囲の拡大については、番号法の施行後3年を目途に、検討を行うこととしている。

このため、統計の正確かつ効率的な作成・提供という観点から、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 法人番号について、その運用・管理の状況を注視しつつ、事業所母集団データベース等における利用に向けて検討する。
- ② 個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法見直しについての検討に向けて、その動向を把握しつつ、個人番号の統計における活用を検討する。

## (3) オンライン調査の推進

近年のIT技術の急速な発展に伴う高度情報化社会が到来し、統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、正確かつ効率的な統計を作成するとともに報告者負担の軽減を図る観点から、統計調査の調査方法としてオンライン調査の導入と導入後のオンライン回答の促進が重要な課題となっている。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 統計作成の効率化、多様な報告方法を提供することによる報告者の報告の際の利便性向上の観点等から、所管統計調査におけるオンライン調査導入を検討することを原則化する。
- ② オンライン調査の導入に当たっては、導入が有効と思われるものに重点化するとともに、導入後はオンライン回答率の向上策の検討を行い、各調査のオンライン化の取組を推進する。その際、オンライン調査に関連するプログラム開発やランニングコスト等の必要なコストも十分に勘案する。
- ③ 総務省は、各府省の取組を支援するため、各府省におけるオンライン調査の導

入状況や課題等に係る情報共有を行うとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等府省横断的な基盤の整備・充実を図る。

- ④ パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなど、IT関連機器の普及状況を勘案した対応を推進する。

#### (4) 統計基準等の見直し

統計基準の設定は、統計相互の整合性や国際比較可能性の確保・向上という直接的な効果のほか、個々の統計における客観性の確保という点からも重要な取組である。統計基準の設定については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。また、新たに統計基準として設定する候補はみられない。

一方で、現行基本計画における「統計基準の設定又は改定からおおむね5年後を目途に、見直しの可否を含めた検討を行う」との取組については、経済・社会の環境変化への的確な対応という観点から、次期基本計画においても、引き続き取り組むべきである。

また、次期基本計画においては、統計の有用性の向上及び統計ニーズへの対応という観点から、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上、標準的な区分のあり方を検討し、必要に応じて見直しを図る。なお、この検討に当たっては、統計の継続性にも留意することが必要である。

## 2 統計リソースの確保及び有効活用

### (1) 統計リソースの確保のための取組

社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであり、引き続き統計リソースの確保に努め、有効活用を図ることが重要かつ不可欠なものとなっている。

統計リソースの確保等については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、取組の一層の推進を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 統計リソースの確保及び有効活用に向けて不断の努力を行うとともに、次期基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。
- ② 総務省統計研修所は、研究機能を整備するなどして、各府省の新たな統計の作成、調査実施計画の策定等を支援することについて検討する。
- ③ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。

### (2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

地方公共団体の統計部局は、基幹統計の作成・提供に当たって重要な役割を担っているのみならず、地域の視点からの改善にも大きく寄与している。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるなど統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与しており、調査体制の機能維持、国

と地方公共団体の連携は重要かつ不可欠なものである。

調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、その現状や役割からみて、更なる取組の充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 地方公共団体を経由する調査については、調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討し、業務量の軽減を図る。
- ② 地方公共団体の業務量を平準化するための中長期的な取組を行う。
- ③ 地方別表章の充実のための更なる支援等を検討・実施する。

### (3) 統計職員等の人材の育成・確保

統計職員等の人材の育成・確保については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、統計職員等の量的な拡充が困難な中、質の向上を図る観点から、更なる統計職員等の人材の育成の充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 統計職員等の人材の育成・確保については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。
- ② 総務省統計研修所については、統計職員等の人材育成において重要な役割を担っていることから、研修内容等の充実及び人材育成支援のための機能を拡充する。

### (4) 災害発生時等の備え

公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。また、総務省政策統括官（統計基準担当）が平成24年度に実施した東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究の結果によれば、①災害時のリソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②調査員の安全確保などの実査面、③集計・公表面における課題等がみられることから、これらの課題解決に向けた取組が必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 上記の調査研究の結果等を基に今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題を抽出し、個別調査ごとに対応するものと府省横断的に対応するものに整理した上、それぞれ具体的な対応方策を取りまとめる。
- ② この取りまとめに当たっては、災害発生時の対応について、日頃から調査関係者の自覚・判断力を養うような方策についても検討し、順次取組を進める。

### (5) 民間事業者の活用

限られた統計リソースの有効活用や実査機関の業務負担軽減の観点から、民間事業者の活用は着実に増加しており、今後とも民間事業者の適正な管理に留意しつつ、活用を推進することが重要である。一方で、民間事業者の活用に当たっては、公的



統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことに留意すべきである。

民間事業者の活用については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、民間事業者の適正な管理に留意しつつ、更なる充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 民間事業者の活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。
- ② 公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するため、必要に応じて民間事業者活用ガイドラインを改定する。

### 3 統計調査環境の改善

#### (1) 統計ニーズの的確な把握

統計ニーズの的確な把握については、統計委員会における統計利用者からの意見聴取、e-Stat を活用した統計ニーズに係るアンケートの実施等現行基本計画に沿った具体的な取組が進められていると評価できる。一方、統計ニーズの把握が十分とはいえないため、新たな取組を検討することが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 統計ニーズの的確な把握・活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。
- ② 更なる定着の促進を図るに当たって、統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討を行うなどの活性化を図る。
- ③ また、統計ニーズに係るアンケート調査については、調査票情報等の提供及び活用等のニーズを具体的に把握するため、各府省との連携強化方策等を検討した上で、見直しを行う。

#### (2) 統計の品質保証活動の推進

統計の品質保証活動の推進については、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した、社会の情報基盤として優れた統計を作成・提供し、更に公的統計の作成過程の一層の透明化等を図る観点から、取組の充実を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 公的統計の品質保証に関する取組については、各府省における取組のベストプラクティスを共有し、自己評価結果の公表等更なる取組の推進を図る。また、各府省は公的統計の品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を図る。
- ② 公的統計のプロセス保証については、より一層の統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保のため有用であることから、国際的な動向や関連学会における研究結果も踏まえ、導入に向けた具体的な検討を進める。

### (3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等

統計に係る広報・啓発活動の充実については、各府省におけるホームページの見直しや個別協力要請など、具体的な取組が行われており、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、引き続き取組を継続することが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 国民・企業への広報・啓発活動については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、取組の充実を図ることを基本的な方針とするとともに、各府省のベストプラクティスの共有を行うなどして、取組の一層の推進を図る。
- ② 各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省及び地方公共団体との間で情報の共有を行い、所管統計調査の実施状況を十分に検証した上でマニュアルを作成する。
- ③ 非協力者への対処については、総合的な観点から、引き続き検討を行う。

### (4) 統計リテラシーの向上

統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する理解を深めるためには、教師等を対象とする実践的な研修、統計の有用性や統計データの活用能力を高めるための教材の提供を行うなど、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上が重要である。

統計リテラシーの向上については、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、引き続き、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 国及び地方公共団体は、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、統計データを実際に用いたワークショップ型授業の推進を図る。
- ② 総務省政策統括官（統計基準担当）は、学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が、統計教育の実践方法、統計データを活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を、中央だけでなく地方においても拡充する。また、総務省統計研修所は、統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに即した研修の内容を充実する。
- ③ 国及び地方公共団体は、学会や教育関係者等と連携し、カリキュラムの開発及び統計データの活用能力を高める教材を作成・開発する。
- ④ 総務省統計局は、ニーズの把握を行った上で、統計法の制約を受けず、広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」<sup>(注)</sup>の作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。また、各府省においても、総務省統計局の取組を踏まえつつ、所管する統計調査の統計データの更なる活用を検討する。

(注) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なミク

## (5) 研究開発成果の共有

各府省では、標本理論や推計技術等に係る専門性・知見を有する学識経験者とも連携し、研究開発の継続的な推進を図っている等おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、各府省における研究開発の成果は、主に所管統計・統計調査の見直しへの活用にとどまっており、府省間の情報共有は必ずしも十分ではない。また、欠測値補完 (imputation) 等、欠測値を含むデータの処理方法や、マッチング技法の開発など、府省横断的に活用可能な研究課題については、その成果を共有し、各府省が連携・継続した研究を行うことも効果的である。

このため、次期基本計画においては、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として、各府省における研究開発成果の情報共有ができる仕組みを構築すべきである。

## 4 統計データの有効活用

### (1) 調査票情報等の提供及び活用

調査票情報等の提供及び活用の推進については、一部検討中の事項を除き、おおむね計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、オンサイト利用の実施に向けた検討を進めるとともに、その他の活用策の検討を進め、更なる取組の推進を図ることが必要である。また、統計データ・アーカイブの整備については、検討途上であることから、引き続き整備に向けた検討を行うことが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、統計法制度上の整理を含め、以下の取組を推進する。
  - (i) 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、現行の調査票情報の貸渡しによる利用方法からオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することとする。また、オンサイト利用のためのガイドライン等の整備やプログラム送付型集計・分析のための技術的検証等の実用化に向けた具体的な検討を推進する。
  - (ii) 匿名データの作成・提供については、利用者のニーズや匿名化の程度と有用性の確保に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、年次追加に伴う手続の簡素化を図る。
  - (iii) オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進めるとともに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、検討に当たっては、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。

なお、上記の(i)～(iii)の取組においては、秘密の保護に十分配慮するとともに、利用に係る事務の効率化・簡素化や利用料金等についての必要な見直しを図る。

- ② 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用の促

進を目的とするとともに、整備対象とする統計データの範囲は、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進め、可能な限り早期に結論を得るよう努める。なお、「統計データ・アーカイブ」という名称については、調査票情報等の提供及び活用の促進という整備の目的がより明確になるよう変更を検討する。

また、各府省は、引き続き調査票情報等の適切な保管を徹底する。

## （２）政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供することは、統計の有用性の確保、報告者の理解と協力意識の醸成という観点からも重要な取組である。政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進に当たっては、政府統計共同利用システムの登録件数等は着実に増加しているほか、操作の簡素化・検索機能の見直し等、利用環境の向上・高度化を進める取組も図られていることから、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、利用環境の一層の向上、利用者ニーズのよりの確な把握、「統計情報データベース」の登録促進などについて、更なる取組の推進を図ることが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 各府省は、国民に対する有用な統計データの提供を推進するために、政府統計共同利用システムの統計情報データベースへのデータ登録の拡充を図る。また、総務省統計局は、登録作業の簡素化・支援方策の検討などを通じて、データ登録の促進を図る。
- ② 政府統計共同利用システムの情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。

## 5 国際協力及び国際貢献の推進

### （１）国際機関への情報提供の推進

経済・文化などの様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報がやり取りされるグローバル化が進展する中で、公的統計は、世界的な金融・経済危機のリスクを分析するために必要な統計情報を整備・提供するなど、重要な役割を担っている。

我が国では、これまでも、①国連統計委員会やOECD等の国際会議及び各種専門家会合に参加し、各種の国際的な統計基準・ガイドラインの検討・設定等に寄与しているほか、②各国の国内総生産の実質比較を行うことを目的とした国際比較プログラム（ICP）等の国際的な統計事業に参加し、③IMFの特別データ公表基準（SDDS）による統計情報の交換等に協力しており、このような国際的な統計活動の重要性は従来に増して高まっている。

さらに、国際機関等による国際会議、専門家会合等への参加は、我が国の統計職

員における国際的な対応力強化という人材育成の観点からも、重要な取組と考えられる。

しかしながら、これらの取組は、我が国の統計リソースの制約等もあり、必ずしも十分とはいえない状況となっている。このため、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、我が国の統計職員の人材育成の観点からも、これらの取組を一層強化することが必要と考える。

このため、次期基本計画においては、分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供について、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、積極的に国際機関への統計情報提供に努めるなど、国際協力の充実を図るべきである。

## （２）発展途上国等への支援

統計により人口や産業の実情を正確に把握することは、国家や地方行政機関における円滑な行政運営を進める上で、不可欠の要素となっている。特に、発展途上国においては、限られた資源や援助を効果的に活用するためにも、各種施策の基盤となる統計組織の整備・人材育成等が重要となっている。

我が国では、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じたカンボジア政府統計能力向上プロジェクトによる専門家派遣や、国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力、内閣府経済社会総合研究所経済研修所等における各国政府からの研修生の受入れなどを通じた支援を行っていることは、現行基本計画に沿った取組を進めていると評価できる。一方、統計リソースの制約等もあり、その取組は必ずしも十分とはいえない状況となっている。

このため、次期基本計画においては、各府省が独立行政法人国際協力機構等他の機関と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努めるべきである。

## 第4 基本計画の推進

### 1 各府省における取組

現行基本計画の推進に当たっては、公的統計基本計画推進会議を設置し、各府省における取組状況の共有や調整を行うとともに、府省横断的な取組に関しては、必要に応じて検討会議・ワーキンググループを設置し、政府一体となった取組が進められていることから、現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、各府省に共通する課題等の解決に当たっては、更なる取組の充実が必要と考える。

このため、次期基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するため、引き続きこれらの組織を活用しながら、府省間の密接な連携及び適切な役割分担の下で、政府一体となった取組を行うべきである。

### 2 統計委員会における取組

統計委員会は、法第55条第2項の規定により、毎年度、総務大臣から報告される統計法施行状況報告のうち、基本計画の取組状況を中心に審議し、基本計画の着実な推進を図る役割を担っており、その取組は既に定着しているものと考えことから、現行基本計画に沿った取組が進められていると評価できる。一方、基本計画以外の法の施行状況の確認や、審議に資するための調査研究に関する取組は、必ずしも十分とはいえない状況にある。

今後は、法第55条第3項の規定に基づき、基本計画の取組状況を含む法の施行状況の確認や、各府省に対する統計の専門技術的な研究成果の提供等の取組を通じ、引き続き統計行政の推進を図ることが重要となっている。

このため、次期基本計画においては、以下のとおり取り組むべきである。

- ① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、統計法施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等を計画的に確認する。
- ② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、統計調査の実施現場の状況を理解するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会における審議に活用する。
- ③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完（imputation）等、欠測値を含むデータの処理方法や非対称分布推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会等との連携強化方策を検討する。

### Ⅲ 項目別平成24年度統計法施行 状況審議結果

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
SNAの精度の確保・向上 （第1WG）	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項                      (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化                      ◇ 現行計画No.: 2、10、13、14、15、16、124、194（関連） ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ おおむね実施可能。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 推計精度向上のための供給・使用表に係る取組として、類似している課題を整理・統合し、これまでの実施状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 「経済センサス-活動調査」(基幹統計調査)を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、精度の確保・向上を図る観点から、供給・使用表 (Supply and Use Tables, SUT) の活用などにより、SNA (基幹統計) の推計の枠組みを確立・強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と考える。                      &lt;基本的な考え方&gt;                      ① 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、精度向上を図る。                      ② 供給・使用表の枠組みを通じたSNAの精度向上のため、SNAと「産業連関表(基本表)」(基幹統計)、同延長表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。                      ③ SNAの基準年の供給・使用表について、「産業連関表(基本表)」と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。                      ④ 「産業連関表(延長表)」について、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上を図った上、基幹統計化を推進する。                      ⑤ 統計上の不突合の原因の一つとなっているGDP(生産側)推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。                      ⑥ SNAにおける推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。</p>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期基本計画の具体的な取組の掲載においては、時間軸の整理が必要となる。</li> <li>「平成28年経済センサス-活動調査」の経理事項対象年の平成27年SNA確報推計に際し、生産動態統計等を活用する「代替推計」を確立する必要があるが、供給・使用表の枠組みは、こうした「代替推計」の精度向上に資する取組でもある。</li> </ul>



項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(関係WG)	現行基本計画の該当項目(概要)
SNAの国際比較可能性の向上 (第1WG)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化</p> <p>(6) ストック統計の整備</p> <p>◇ 現行計画No. : 9、11、19、47、93 (関連) ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ おおむね実施可能。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 国際比較可能性の向上に係る取組として、優先順位と行程表を確認の上、これまでの検討状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 国際比較可能性向上の観点から、2008SNAに準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と考える。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 2008SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。</p> <p>② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による「産業連関表(基本表)」(基幹統計)及びSNA(基幹統計)の作成について、次回表(現在作成途中)にある平成23年表の次の表)及びSNAの次々回基準改定での実現を目指す。</p> <p>③ SNAと「産業連関表(基本表)」の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、SNAとの整合性及び国際的な動向への対応を検討する。</p>
備考(留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(関係WG)	現行基本計画の該当項目(概要)
SNAの提供情報の整備(第1WG)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No.19(遡及)、26、33 ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 項目No.26は実施可能、他は実施予定。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 提供情報の充実として、ユーザーの要求度合いから優先順位を確認の上、取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 有用性の向上及び地域統計の整備を図る観点から、四半期推計の充実や長期時系列計数の提供、地域経済計算の充実に向けた支援を強化するなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要と考える。 ＜基本的な考え方＞ ① 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。 ② 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供等を進める。 ③ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向けて、地方公共団体に対する支援を強化する。</p>
備考(留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ(関係WG)	現行基本計画の該当項目(概要)
SNAと一次統計等との連携強化 (第1WG)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇ 現行計画No.: 12、17、18、28、31、53 ※別紙参照</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 検討を行ったため実施済としているものがあるが、課題の実現は達成しておらず、内容的にはおおむね実施可能。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 推計精度向上のための一次統計との連携を強化し、類似している課題を整理・統合した上で、これまでの実施状況を踏まえた取組の発展・充実を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 推計の基礎となる一次統計等の一層の整備と活用方法の開発を進め、SNA(基幹統計)の基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者負担に配慮しながら、更なる取組の発展・充実を図ることが必要。 &lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 「経済センサス-活動調査」(基幹統計調査)の結果の活用により、生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法を確立する。</p> <p>② サービス産業の中間投入構造など、より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫などが在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める。</p> <p>③ ファイナンス・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の拡充・推計手法について検討する。</p> <p>④ コモ法のうち、いわゆる建設コモ法について、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。</p> <p>⑤ 生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心に検討する。</p> <p>⑥ ①～⑤を含む一次統計との連携強化について、SNA、「産業連関表」(基幹統計)及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。</p> <p>⑦ コモ法における商品別配分率の推計、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備については、SNAの方法論上の課題としての検討を継続、強化する。</p>
備考(留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）		現行基本計画の該当項目（概要）
<p>SNAの整備と一次統計等との連携強化（実施済等のもの） （第1WG）</p>	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項                      (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化                      (6) ストック統計の整備                      ◇ 本文には、SNA（基幹統計）の重要性を述べた上で、基壇年次推計改善のための「産業関連表（基本表）」（基幹統計）との連携、年次推計の見直し、消費推計の充実、雇業者報酬推計の精度向上、政府支出の的確な把握などの四半期推計、国際基準への準拠を記述。ストック統計は、昭和45年を最後に国富調査を実施していない中でストック統計の国際比較を行うためにも推計方法の再構築と基礎統計の整備が必要である旨を記述した上で、恒久棚卸法（PIM）を中心とする手法の具体的な取組を記述。                      ◇ 別表には、以下の項目No.で示した課題を記述。                      現行計画No.：3～8、20～25、27、29～30、32、46、48～52（以上、22事項の詳細は、別紙参照。）</p>	
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 自己評価が「実施済」又は「実施予定」で本年度内の実施が見込めるもの等で、委員から意見が無い事項は、「実施済等のもの」として、本整理表に整理した。なお、国富調査の実施の可能性の検討は「実施可能」の自己評価であるが、検討し、結論を得るという意味での可能との趣旨であり、実質的には「実施困難」と整理される。</p>	
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ おおむね5年間を計画期間とする現行の計画に沿った内容の取組が進められており、基準改定により所期の目的を達成しているものとして評価。                      ○ 平成17年基準改定の公表により、SNAにおいては恒久棚卸法によるストック推計を導入し、建築物ストック全体を推計する加工統計（建築物ストック統計）の整備も進んでいる。ストック統計の整備については、具体的な取組が行われていると評価できる。一方、国富調査については、現在の統計環境において再び実施することは困難であり、更なる取組の発展・充実に乏しいため、次期基本計画においては削除するが、企業統計の整備でストックの把握の充実にについては引き続き課題とする。</p>	
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 現行基本計画に掲げられた所期の目的（目標）をおおむね達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、次期基本計画において削除すべき項目・事項とする。</p>	
<p>備考（留意点等）</p>		

## 現行基本計画の項目対応表

	項目	具体的な措置、方策等
No.2	第2-2-(1)-ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査・審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査・審議を行う。
No.3		○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。
No.4		○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。
No.5,6		○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。
No.7		○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SSNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。
No.8		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表(固定資本マトリックス)など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。
No.9		○ 93SSNAの改定について可能な限り早期に対応する。

	項 目	具体的な措置、方策等
No.10	第2-2-(1)-イ	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。
No.11		○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。
No.12		○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国民経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。
No.13	第2-2-(1)-エ	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。
No.14		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。
No.15		○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。
No.16		○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。
No.17		○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。

	項目	具体的な措置、方策等
No.18		<p>○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービズ産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンパクターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。</p>
No.19		<p>○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期週及推計についても検討する。</p>
No.20	第2-2-(1)-エ 四半期推計に関する諸課題	<p>○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。</p>
No.21		<p>○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。</p>
No.22		<p>○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。</p>
No.23		<p>○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウエイトの選択を含む。)について検討する。</p>
No.24		<p>○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のikai離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。</p>
No.25		<p>○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。</p>

	項 目	具体的な措置、方策等
No.26		○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。
No.27		○ 内閣府等と協力し、四半期推計の精度向上に資するよう家計消費状況調査の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。
No.28		○ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する。
No.29		○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。
No.30		○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。
No.31		○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報を得るように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。
No.32		○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。
No.33		○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。
No.46	第2-2- (6) スtock統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。
No.47		○ 93SSNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。



	項 目	具体的な措置、方策等
No.48		○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。
No.49		○ 上記加工統計を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。
No.50		○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。
No.51		○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齡プロフィール(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。
No.52		○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の(取得年別)設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。
No.53		○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査手法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法について検討する。
【関連事項】 No.93	第2-3- (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討する。
No.124	第3-2- (1)統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計手法の抜本的見直し、システム開発を行う。
【関連事項】 No.194	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【産業連関表(延長表)(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 (第1WG)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性 (うち、経済構造統計についての具体的施策) ◇ 本文には、「経済構造統計」(基幹統計)の重要性と①目標及び目標時期、②密接に関係する主要な産業統計との関係及び調査事項の在り方、③SNA (基幹統計)、産業関連表 (基本表) (基幹統計)等の加工統計と「経済構造統計」及び他の産業関連統計の関係の在り方を記述。 ◇ 別表には、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備の取組について記述し、SNAの年次推計にも言及。	
	平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、検討報告書を取りまとめた。一方で、「経済センサス - 活動調査」(基幹統計調査)の検証が行われておらず、今後の「経済構造統計」の在り方については流動的である。さらに、体系的整備の視点が多数あるため、どの視点から体系的に整備するかを絞りこめないこと等、現時点において継続的な検証が困難なため、今後は、具体的な課題ごとに検討していく必要がある(「実施困難」の自己評価)。 ○ SNAの年次推計については、平成28年に予定されている「経済センサス - 活動調査」の実施までに検討を進めていく(「実施可能」の自己評価)。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議を開催し、体系的整備の課題等を取りまとめた点については評価。今後は、「経済センサス - 活動調査」の検証を踏まえ、枠組みの見直しを含めた経済センサスの在り方や産業関連統計の体系的整備についての具体的な課題ごとの検討を行うことが必要。 ○ SNAの年次推計については、SNAと一次統計等との連携強化として別項で整理が必要。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 「経済構造統計」は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得るための重要な統計であり、産業関連統計の中核と位置付けられている。 ○ そのため、新たな枠組みの検討及び具体的な課題を検討するため、関係府省が一体となった取組を推進していくことが必要と考える。 <基本的な考え方> ① 「経済センサス - 活動調査」の在り方を検討し、結論を得る。 ア 「経済センサス - 活動調査」の目的である包括的な産業構造統計の整備及び各種統計の精度向上に資する母集団名簿の充実を図るため、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上に重点を置くこと。 イ 「平成28年経済センサス - 活動調査」の実施については、「平成24年経済センサス - 活動調査」の実施状況を踏まえた検討を行うとともに、関連する産業関連統計の役割分担も検討。 ② 「経済センサス - 活動調査」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みを検討し、結論を得る。 ア 平成26年基礎調査の結果検証及び事業所母集団データベースの整備事業の進捗状況も踏まえた母集団情報の整備の在り方の中で、母集団情報の整備のための統計調査の在り方を検討し、結論を得る。その際、事業所母集団データベースの目的である、「経済センサス - 活動調査」を始めとした各種統計調査に対する母集団情報提供機能の確保に留意。	

	<p>イ 「経済センサス - 活動調査」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方の検討結果、報告者負担、地方公共団体の負担を踏まえ、調査期日、総売上高の把握の在り方を含めた枠組みについて検討。</p> <p>③ 「経済構造統計」及び関連大規模統計に関する新たな枠組みを検討し、結論を得る。</p> <p>上記①及び②の検討を踏まえ、平成18年の「経済センサスの枠組みについて」に代わる、「経済構造統計」及び関連する大規模統計に関する新たな枠組みを検討し、結論を得る。</p> <p>④ 売上高等の把握における消費税の取扱いは、現状の企業を対象とした統計調査において税込みと税抜きが混在した集計となっていることから、報告者負担等を勘案した上で、結果精度を高める方法について検討する場を設ける。</p> <p>⑤ 産業分類は供給概念で作成されているものが中心である一方、サービスの副次的活動を把握するには、併せて需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であり、産業分類が需要概念で構成されている分類もあることから、各分類の特性を踏まえ、生産物分類の検討を段階的に進める。</p> <p>⑥ 企業間の支配構造、企業と事業所の関係の把握及び経済活動をより適切に示す分類について、事業所母集団データベースの共通事業所コードの活用を含め、その手法の向上に努める。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記、「経済センサス - 活動調査」の中間年における母集団情報の整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討のAについては、「第3-1 (1) 事業所母集団データベースの整備」の課題として整理。</li> <li>・ 現行基本計画の施行状況審議において、「日本標準商品分類」は、統計基準としての設定は行わないとの結論が示されている。ただし、現行の「日本標準商品分類」については、現在の商品事情に照らして内容を見直すこととされている。</li> </ul>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性 (以下の具体的施策) ① 調査方法の検討、推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、サービス産業動向調査の基幹統計化を検討。 ② 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、第3次産業活動指数の基幹統計化を検討。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①については、検討を行った結果、平成25年1月以降の調査より、精度向上等を図るため一部企業等調査を導入。基幹統計化については、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討(「実施可能」の自己評価)。 ○ ②については、速報と確報の差が大きい系列を中心に推計手法の検証を行い、精度向上に向けた取組を実施。基幹統計化に向けては、次回基準改定(平成27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う(「実施可能」の自己評価)。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 両統計とも、精度向上のための取組として、調査の見直しや推計手法の検討を行った点については評価。①については、引き続き、調査結果の蓄積及び四半期GDP速報(QE)における利活用等を踏まえ、基幹統計化について検討を行うことが必要。②についても、引き続き推計精度向上に取り組み、有用性の更なる向上策について検討を行うことが必要。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 我が国経済における第3次産業の占める割合はGDPで7割となっており、社会経済の実態を的確に捉えるために広義のサービス分野の統計の重要性は高まっている。しかし、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていない。こうした背景から、「サービス産業動向調査」などの創設が行われ、精度向上に向けての取組を行っている。現行基本計画の「サービス活動に係る統計の整備」は、企業統計のサービス活動をとり扱った課題が中心であるため、産業としてのサービス産業を整備する取組の充実が必要と考える。 ○ 現行基本計画におけるサービス産業に係る課題では、「サービス産業動向調査」と「第3次産業活動指数」について、基幹統計化に向けた統計の有用性の向上に向けた取組が行われていたが、今後は、引き続き両統計の有用性確保についての取組を進めるとともに、サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進めることが必要と考える。 <基本的な考え方> ① サービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握の在り方について研究を進める。 ② 「サービス産業動向調査」について、見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で、更なる利活用の促進に努める。また四半期別GDP速報(QE)を始めとしたSNA(基幹統計)等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について結論を得る。 ③ 「第3次産業活動指数」について、次回基準改定(平成27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。
備考(留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
企業活動に係る統計の整備 (第1WG)	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(1) サービス活動に係る統計の整備</p> <p>◇ 本文、別表とも以下の4つの観点でサービス活動に関する統計の整備について記述。</p> <p>① 情報通信サービスに関する統計の整備、「通信利用動向調査」の精度向上</p> <p>② 知的財産に関する統計の整備 → 事業所母集団データベース</p> <p>③ サービス活動を適切に捉えるための検討 → 研究開発成果の共有</p> <p>④ 企業のサービス活動 (組織内活動と外部委託) に関する統計の整備</p> <p>※ ①については、「通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査を経済産業省企業活動基本調査と連携して基幹統計化について検討する」を含む。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ①については、情報通信分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を実施。基幹統計化については引き続き検討（「実施済（共管調査）」及び「実施可能（基幹統計）」の自己評価。「通信利用動向調査」は精度向上のために調査対象数を増やし、都道府県別表章を行った（「実施済」の自己評価）。</p> <p>○ ④については、平成25年度から「純粋持株会社実態調査」を実施。その結果を「平成26年経済センサス - 基礎調査」（基幹統計調査）の親会社・子会社情報と組み合わせて持株会社のグループ活動を明らかにすることについて引き続き検討（「実施済（純粋持株会社の調査）」及び「実施可能（グループ活動）」の自己評価）。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 情報通信サービスに関する統計の整備は、基幹統計化以外は所期の目的を達成しているものと評価。基幹統計化については、企業活動に関する統計の整備の中で他調査との関係を整理する必要があるため引き続き検討。</p> <p>○ 企業のサービス活動については、「純粋持株会社実態調査」を実施することとは評価。ただし、「平成26年経済センサス - 基礎調査」の親会社・子会社情報と組み合わせた持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討が必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 現行基本計画における企業活動に係る統計の整備については、情報通信分野における企業活動を捉えた「情報通信業基本調査」の実施や、「企業のサービス活動」を把握するための「純粋持株会社実態調査」の実施など、おおむね計画に沿った取組が行われている。</p> <p>○ 一方で、企業活動の多角化やグループ化、企業での分業や取引等に関する「企業のサービス活動」及び企業が保有する資本や土地などのストック面に関する統計の整備については、その検討が進展しているとは言い難く、報告者負担に留意しつつ、更なる取組の発展・充実が必要と考える。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードによる既存統計調査の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討する。</p> <p>② 事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について、報告者負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討する。</p>

	<p>③ 企業グループ活動の把握</p> <p>ア 「平成24年経済センサス - 活動調査」(基幹統計調査) 結果を、「平成21年経済センサス-基礎調査」で把握された企業グループの情報により集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。</p> <p>イ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、「純粋持株会社実態調査」の結果と合わせ、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>
備考(留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>経済活動のグローバル化に対応した統計整備 (第1WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備（以下の具体的施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、貿易に係る情報の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の記述があり、企業活動に係る個別事項として「海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る。」との記述。</li> <li>◇ 別表には、貿易と外国人住民に関しては本文に対応した4事項の記述があるものの、企業活動の記述は無い。</li> <li>◇ 関連事項として、基幹統計の整備に関する別紙に「将来の基幹統計化について検討する統計」として、業務統計である貿易統計の検討の記述。</li> </ul> <p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) 財政統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、国際的な比較可能性を有する財政統計の作成・整備のために四半期や月次の財政統計整備をSNA（基幹統計）の四半期推計の課題と併せて検討することを記述。</li> <li>◇ 別表には、①政府財政統計の推計及び公表、②資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目についての推計及び公表、③中央政府の項目についてCOFOP（政府支出の機能分類）の2桁に分類し、地方政府の対応がとれない項目の推計方法を検討してCOFOP2桁での政府支出推計を行うことについて記述。</li> </ul>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【グローバル化の進展に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貿易と外国人住民は基本計画部会及び第2WGで審議。</li> <li>○ 企業活動は別表に掲載が無いため、明示的な自己評価は行われていない。ただ、平成23年度の審議で、「経済センサス - 基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が大幅に向上した点は評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である」と評価されている。</li> <li>○ 上記を受け、基本計画部会の中で、海外事業活動基本調査の実施者である経済産業省より、平成25年7月からの調査で対象名簿を精緻化し、調査対象数が1.6倍増えるとの報告あり。</li> </ul> <p>【財政統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年12月～翌年1月にかけて公表された平成17年基準改定結果により、政府財政統計の主要項目の推計及び公表、COFOP分類による政府支出の公表が行われ、「実施済」の自己評価。</li> <li>○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目については、平成25年度末までに対応可能な範囲及び試算値を整理することとしている（「実施予定」の自己評価）。</li> </ul>

<p>平成24年度統計 法施行状況報告 の 評価</p>	<p><b>【グローバル化の進展に対応した統計の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貿易と外国人住民は基本計画部会及び第2WGで審議（外国人住民は「実施済」妥当との評価）。</li> <li>○ 企業活動については、母集団情報の精緻化が進んだことは評価できるが、対象数の増加によりこの間の取組により改善してきた回収率の向上などを引き続き検討していく必要があるため、調査の精度向上に向けて更なる発展・充実を図るべき。</li> </ul> <p><b>【財政統計の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年基準改定の公表により、実施済は妥当と平成23年施行状況審議で整理済。資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は内閣府において平成25年度内に一定の対応が可能としていることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。</li> <li>○ 一方、財政統計については、国際的な観点からは、発生主義に基づく四半期財政統計の整備が重要であるため、次期基本計画において新たな課題として更なる取組の充実発展を図るべき。</li> </ul>
<p>次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業活動に係る「グローバル化の進展に対応した統計の整備」については、引き続き取組の発展・充実を図る余地が認められる。</li> <li>○ 経済活動におけるグローバル化については、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、グローバル化のメリットを活かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられている。このため、国際経済取引や企業の国際化を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が増している。</li> <li>○ G20データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となりうるリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、IMFが新たな経済・金融統計の公表基準であるSDDSプラスへの参加を各国に呼びかけている。今後、平成31年末が参加期限とされているSDDSプラスへの参加に向け、次期基本計画期間内に必要なデータ整備のための検討を進めることが必要である。</li> <li>○ 次期基本計画においては、社会・経済情勢の変化への対応や、国際比較可能性向上の観点から、「グローバル化の進展に対応した統計の整備」を「経済活動のグローバル化に対応した統計整備」に変更し、取組の充実を図る必要がある。</li> <li>○ なお、貿易統計については、基本計画部会の審議結果を踏まえ、関連事項として本項目に整理。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、「海外事業活動基本調査」の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても結論を得る。</li> <li>② 「貿易統計」については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成(集計)方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して引き続き基幹統計化の可否について検討し、結論を得る。</li> <li>③ 国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる「国際収支統計」について、新たな統計の定着度や利用者の反応をフォローアップする。</li> <li>④ 関係府省の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進める。</li> <li>⑤ 上記④の一環として、関係府省が協力して、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。</li> </ol>
<p>備考（留意点）</p>	



項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <p>◇ 本文には、日本在住の外国人登録者数が200万人を超え、定住傾向が強まっていることを背景に、これら在住外国人に対する各種行政サービスを適切に提供する観点から、外国人住民に係る基本的な統計の整備について検討するよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①適法な在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえ、「在留外国人統計」及び「出入国管理統計」における集計の充実についての検討、②「人口動態調査」における外国人についての集計の充実について検討するよう記述。</p>
グローバル化の進展に対応した統計の整備 (第2WG)	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ①については、「出入国管理統計」(月報)の国籍拡充(平成25年1月分から)は「実施済」、「在留外国人統計」の在留目的等拡充(平成25年末からは「実施可能」、「出入国管理統計」(年報)の国籍及び入国目的等の拡充(平成26年末からは「実施予定」との自己評価)。</p> <p>○ ②については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断が示されている。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ ①については、一部「実施可能」及び「実施予定」と自己評価されている部分もあるが、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 「実施予定」と自己評価されている部分については、既に月報において取組が進められている事項の年報での対応であり、予定どおり取り組みることが確実。また、本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。</p>
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
環境に関する統計の整備 (第1WG)	<p>第2-3-(5) 環境に関する統計の段階的な整備</p> <p>◇ 本文には、整備すべき分野が多岐にわたることから、既存統計の活用・改善により必要な情報が得られる事項を中心に、温室効果ガス問題と廃棄物・副産物の把握などのための統計整備に取り組むことを記述。</p> <p>◇ 別表には、①気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発の実施、②温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響に関する統計整備、③世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握する統計作成、④新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成についての検討、⑤総合エネルギー統計の正確性確保と公表の早期化、⑥廃棄物及び副産物を把握する統計整備を検討する場の設置、⑦環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討、⑧環境に関する統計と経済社会領域の統計を地理情報上に結び付けた領域環境統計の検討をするよう記述。</p> <p>また、関連して別紙には、「経済産業省特定業種石油等消費統計」(基幹統計) 等との関係整理を行った上で、「エネルギー消費統計調査」を基幹統計化する方向で検討を行うよう記述。</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ ⑥のうちの検討の場については、設置済みであることから、「実施済」との自己評価。なお、③については、所要の取組を実施しており、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p> <p>○ ①、②のうちの気候変動の影響に関する統計の整備、⑤及び⑥のうちの廃棄物統計の精度向上及び迅速化については、いずれも継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価。</p> <p>○ ④、⑦及び⑧については、いずれも所要の取組に着手し、現行基本計画期間内に一定の成果を得ることとしており、「実施予定」との自己評価。</p> <p>○ ②のうちの温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実については、実態調査の実施に向けて取り組んでいることから、「実施可能」との自己評価。また、関連した「エネルギー消費統計調査」の基幹統計化については、研究会を設置し、調査票の見直し、データの精緻化等を行っていることから、「実施可能」との自己評価。</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 「実施予定」及び「実施可能」と自己評価されている事項が多いものの、おおむね計画に沿った取組が進められているものと評価。また、自己評価も妥当。一方で、取組の更なる充実・推進や未対応の課題解決に向けた取組が必要な事項などがあり、引き続き対応を注視することが必要。</p>	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 地球温暖化対策等の環境問題は、国民にとっても関心の高い事項であり、その統計整備は重要な課題となっており、次期基本計画においても引き続き取組の発展・充実に必要。また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) においても、地球温暖化対策が取り上げられており、このような環境問題を取り巻く変化への的確な対応も必要。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。</p>	

	<p>② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。</p> <p>③ 平成17年版の環境分野分析用産業連関表を作成する際に主要な部門別投入量等の把握などが未対応であることが明らかになったが、この課題の解決に向けて平成23年版の環境分野分析用産業連関表の作成に取り組む。</p> <p>④ 「エネルギー消費統計」については、「総合エネルギー統計」への組み込みに向けて、現行基本計画期間中の検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図り、基幹統計の範囲について検討を行う。</p> <p>⑤ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、「総合エネルギー統計」、「産業連関表」（基幹統計）、SNA（基幹統計）などの概念及び数値が整合的となるよう加工統計間の連携を図る。</p>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>越境環境問題に対処するための国際的な環境統計の整備については、審議協力者より提案をいただいたが、多国間で調整・検討が必要な課題であり、現時点では我が国と周辺国との間で新たな統計の整備に向けた枠組みも整っていない状況であることから、公的統計の整備としての次期基本計画の課題とすることは困難であるとの結論となった。</li> </ul>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>観光に関する統計の整備 (第1WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (6) 観光に関する統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」等の充実や、都道府県観光統計の統一基準の作成、「観光サテライト勘定」(TSA)の本格的な作成及び公表の必要性等を記述。</li> <li>◇ 別表には、①「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」の充実、②観光入込客統計に係る共通基準の策定及び共通基準に則った都道府県間比較の可能な統計整備に向けた調整、③観光がもたらす経済効果の国際間比較が正確に行えることを目的とした「観光サテライト勘定」(TSA)の整備の検討、作成・公表を行うよう記述。</li> </ul> <p>また、関連して別紙には、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」の基幹統計化について検討するよう記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべて所要の取組を実施しており、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</li> <li>○ 別紙に掲げられた「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」の基幹統計化については、両調査の改善・充実を図ってきたところであるが、更なる検討が必要な状況であることから、現時点では、基幹統計化の検討を進めるべき状況にはないと結論。「実施可能」と自己評価。</li> </ul>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①～③は、計画に沿った取組が進められているものと評価。ただし、「旅行・観光サテライト勘定」(TSA)の更なる精度向上が必要。</li> <li>○ ただし、②については、共通基準は策定されたものの、観光入込客統計の時系列データの変動が大きいなどの課題が認められることから、改善に向けて引き続き取り組むことが必要。</li> <li>○ 基幹統計化については、現時点では基幹統計化の検討を進める段階にはないと判断を実施省がしており、重要な産業である観光に関する統計として、引き続き個別統計の更なる充実・改善を図ることが必要。</li> </ul>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き充実・改善を図るべき課題があり、また「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の重要性は高まっていることから、次期基本計画でも項目を立てて対応する。</li> <li>○ また、わが国の観光地域における観光売上割合や観光産業の生産・供給構造、雇用状況等の実態を把握するため、「経済センサス-活動調査」(基幹統計調査)結果と接合することを考慮して、平成24年度限りで新たに実施した「観光地域経済調査」については、今後の在り方の検討が必要となっている。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「旅行・観光サテライト勘定」(TSA)については、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。</li> <li>② 都道府県の「観光入込客統計」は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するため、利活用につながる分析事例等の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援する。</li> <li>③ 「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」など既存の観光統計については、それぞれ統計の精度向上に取り組む。</li> </ol> <p>その上で、「宿泊旅行統計調査」及び「旅行・観光消費動向調査」については、「観光地域経済調査」及び国際基準との整合性を整理し、基幹統</p>

	<p>計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。</p> <p>④ 「観光地域経済調査」について、調査の実施に際して明らかとなった課題や調査結果の有用性について検討を行い、課題の解決、調査結果の利活用について整理し、平成28年度に次回調査を行うかの結論を早期に得る。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
交通に関する統計の整備 (第1WG)	新規課題	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	-	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	-	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 交通関連統計は、鉄道輸送、船舶、自動車及び航空機による旅客・貨物輸送を中心に、各種の統計調査及び行政記録情報から作成され関連する施策に活用。一方で、統計の安定性・連続性を重視し、比較可能性の向上や社会・経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要との指摘を受けてきたところ。</p> <p>○ 国土交通省では、今般の総合物流施策大綱(平成25年6月25日閣議決定)の策定を契機として、社会経済情勢の変化に対応し、「自動車輸送統計」(基幹統計)を中心とした交通関連統計の体系的整備に着手したいとしていることから、次期基本計画における新項目として、その取組を推進することが必要。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。</p> <p>② 内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に対応する環境に関する基礎統計の整備に資する。</p> <p>③ 「自動車輸送統計」を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター(積載効率、実車率等)の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。</p>	
備考 (留意点等)		

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (2) 基幹統計の整備に関する方向性 うち、別表の「3 将来の基幹統計化について検討する統計」としての課題 【法人建物調査】 密接な関係を有するため調査を同時に実施している法人土地基本統計と統合し、企業の不動産（土地及び建物）ストックを把握する基幹統計とすることを検討する。
建設・不動産に関する統計の整備 (第1WG)	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 「法人土地基本調査」(基幹統計調査)に「法人建物調査」及び「企業の土地取得状況等に関する調査」を統合し、「法人土地・建物基本調査」(基幹統計調査・5年周期)として実施することについて、総務大臣より承認された(「実施済」と自己評価)。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 総務大臣による承認後、平成25年7月に同調査を実施していることから、所期の目的は達成されたものとして評価。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 国土交通省では、体系的整備の観点から「法人土地・建物基本調査」の中間年における企業の土地取得状況等の動向(フロー)を把握することについて、検討に着手する予定。 ○ この中間年のフロー調査については、平成25年の「法人土地・建物基本調査」の実施結果の検証や、調査実施の目的・必要性を整理した上で、一般統計調査として実施することも含め、そのあり方を検証することが必要。 ○ また、平成25年の「法人土地・建物基本調査」等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行うことが必要。 ○ 上記の取組とともに、建築物新規着工工事額は、平成2年をピークに減少に転じ、平成24年にはやや持ち直しているもののピーク時の半分以下に低下。一方、少子高齢化や省エネルギー意識の高まりなどから、リフォーム・リニューアル市場は着実に拡大するなど、建築物市場を取り巻く現状は大きく変化し、また、その市場実態を的確に把握することは、経済動向の分析や関連施策の展開にとっても有用。 ○ 一方で、既存の建築物リフォーム・リニューアル調査については、①一定の機能向上等を伴わない部分に区別して把握されていない、②工事内容ごとの投資額等の把握されていないといった課題があり、その改善が急務。なお、現行基本計画には、建設関係の項目や取組は盛り込まれていない。 ○ これらのようなことから、統計の体系的整備の観点から、次期基本計画において、相互の関連性の高い土地分野と建築物分野の統計整備に係る「建設・不動産に関する統計の整備」の項目を立てて、取組を推進することが必要。 <基本的な考え方>

	<p>① 5年ごとに実施する「法人土地・建物基本調査」を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフロー情報を把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。</p> <p>② 我が国の土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証を行う。</p> <p>③ 経済動向の正確な把握に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアル投資額を正確に把握し、「建設総合統計」及びSNA（基幹統計）への反映を図る。</p> <p>④ ストック重視型住宅施策等の適切な推進に寄与するため、建築物リフォーム・リニューアルの工事内容ごとの投資額等の把握を図る。</p>
備考（留意点等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築分野においては、有識者等をメンバーとした検討会を本年度中頃に設置し、予備調査を含めて検討・検証を行い、平成28年度を目処に上記見直しを反映した建築物リフォーム・リニューアル調査を実施する計画。</li> </ul>



項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>社会保障全般に関する統計の整備 (第2WG)</p>	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備 ◇ 本文には、福祉・社会保障全般の姿を総合的に示す指標の重要性や、当該統計と各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上についての検討について記述。 ◇ 別表には、「社会保障給付費」について、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討するよう記述。また、本項目に関連した「社会保障給付費」の基幹統計化の必要性を別紙に記述。 (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上 ◇ 本文には、医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計 (OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計。) を公的統計として位置付けることを検討するよう記述。 ◇ 別表には、OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化に係る妥当性の検討について記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】 ○ 各種の国際基準に基づく統計の整合性については、平成23年度の施行状況審議において「実施済は妥当」との判断が示されている。 ○ 「社会保障給付費」の基幹統計化については、OECD基準表による集計を充実させるとともに、従来のILO基準表による集計と合わせて新たな「社会保障費用統計」(基幹統計) を公表したことから、「実施済」との自己評価。 【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】 ○ SHA手法がいまだに確立されていないことから、「国民医療費」の精度向上及び集計結果の拡充に係る取組を実施したとして「実施済」の自己評価。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>【福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備】 ○ 基幹統計化を含め、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、現行計画に掲げられた所期の目的を達成しているものと評価。 一方で、一層の公表時期の早期化や、項目の細分化など、集計の充実を検討する余地も認められる。 ○ また、医療、福祉及び介護関係統計については、統計の利便性、有用性等の観点から統計体系を明らかにすることが必要。 【医療費に関する統計の国際比較可能性の向上】 ○ 行政記録情報を活用するなどして、「国民医療費」の精緻化・集計の拡充を図っていることは評価。また、OECDのSHA手法が開発途上であることから、公的統計化の結論を得るに至っていないこともやむを得ないものと判断。一方で、今後もOECDにおけるSHA改定に積極的に関与することを期待。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え</p>	<p>○ 「福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備」及び「医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」については、国民の暮らしに密接に関係するという観点から「社会保障全般に関する統計の整備」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実に目指す。</p>

方	<p>＜基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「社会保障費用統計」について、国内の政策の企画立案上の利用の現状やSNAとの関係性などを踏まえつつ、公表時期の早期化やILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実などの集計項目の細分化に努める。</li> <li>○ 医療、福祉及び介護関係統計について、統計の利便性、有用性等の観点から、関連する統計体系の全体像を整理する。</li> <li>○ 「OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計」について、「国民医療費」の精度向上に努めるとともに、SHA改定に積極的に関与する。</li> </ul>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>人口減少社会に対応した統計の整備 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項                  (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備                  ◇ 本文には、少子高齢化の進展に対応するため、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、関連統計の整備について検討するよう記述。                  ◇ 別表には、①配偶関係、結婚時期等の関連項目を把握するための既存統計調査の再構築や大規模標本調査による把握可能性、②就業と結婚、子育てと介護等に関係する統計の調査事項の追加、③「21世紀出生児縦断調査」及び「成年者縦断調査」における新たな標本の追加、④「住民基本台帳人口移動報告」における地域別集計の拡充、⑤「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」の集計充実・作成時期の変更、⑥「人口動態調査」(基幹統計調査)における集計の充実の検討について記述。また、⑦別紙には「現在推計人口」及び「生命表」の基幹統計化を検討するよう記述。                  (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備                  ◇ 本文には、少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という社会の変化を背景に、家計及び個人消費に関する統計調査における個計化の把握やモニター方式の採用を検討するよう記述。                  ◇ 別表には、①家計収支における個計化のよりの確な把握、②「全国単身世帯収支実態調査」におけるモニター方式の採用、③「社会生活基本調査」(基幹統計調査)における地域コミュニティ活動等に関する調査項目及び集計内容の充実、④「国民生活基礎調査」(基幹統計調査)の標本拡大のための試験調査の実施やクロス分析の充実、⑤「住宅・土地統計調査」(基幹統計調査)の見直しの検討について記述。                  (9) その他                  ◇ 別表には、平成22年「国勢調査」(基幹統計調査)の実施状況を踏まえた更なる改善の検討について記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】                  ○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、①、④、⑥及び⑦(生命表)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。                  【暮らし方の変化に対応した統計の整備】                  ○ 次期基本計画に向けた課題と位置付けている「国民生活基礎調査」における標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、③及び④(クロス分析)については、平成23年度の施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。                  【その他】                  ○ 平成27年「国勢調査」の実施に向けた取組を実施したとして「実施可能」との自己評価。</p>

<p>平成24年度統計 法施行状況報告 の評価</p>	<p>【少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「現在推計人口」の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価する。一方で、統計の有用性の確保という観点から、関連する統計における表章の充実を検討する余地も認められる。</li> <li>○ また、「現在推計人口」の基幹統計化については、外国人の取扱いや地方公共団体における推計との整理を含め、引き続きその検討状況を注視する。</li> </ul> <p>【暮らし方の変化に対応した統計の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国民生活基礎調査」の標本拡大を検討するための試験調査の実施を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。この試験調査については、標本規模に加え、調査系統や調査票の見直し等の基礎的なデータを提供するものであり、調査全般の見直しに不可欠との認識。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。</li> </ul>
<p>次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」及び「暮らし方の変化に対応した統計の整備」については、共に少子高齢化等を背景とするものであり、社会構造の変化をよりの確に把握するという観点から、「人口減少社会に対応した統計の整備」として統合した上、社会情勢の変化や国際的な動向も踏まえ、現行計画の発展・充実を目指す。</li> <li>○ なお、社会構造の変化が特定年齢層に与える影響をよりの確に把握するための表章の充実や、試験調査の実施を踏まえた統計調査の見直しに当たっては、公的統計としての精度の確保や、報告者・実査機関の負担の軽減等にも配慮した検討・検証が必要との新たな課題も認められる。</li> <li>○ 「国勢調査」は、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計であり、各種行政施策の算出根拠として利用されるほか、個人や世帯を対象とする各種標本調査の母集団情報として活用されている。さらに、人口減少社会を迎え、人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化している中で、「国勢調査」の重要性はますます高まっていることから、より信頼性の高い統計として、データ提供が求められている。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口・社会、労働関連統計において、統計調査結果の有用性向上の観点から、特定年齢層の状況をより詳細に明らかにするため、サンプルサイズ、推計精度及び報告者負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから提供することにより、統計データの充実を図る。</li> <li>○ 「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」の調査対象者が中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の方向性や調査内容について検討する。</li> <li>○ 「現在推計人口」の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、早期に結論を得る。</li> <li>○ 「社会生活基本調査」について、国際比較可能性向上の観点から、平成25年10月に策定される予定の欧州統計家会議(CES)による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、調査内容の企画に活用する。</li> <li>○ 「国民生活基礎調査」の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査を実施し、その結果を踏まえて検討する。</li> <li>○ 平成27年「国勢調査」について、社会構造や調査環境の変化に対応した取組を着実に推進する観点から、引き続き、オンライン化の推進や高齢化</li> </ul>

	<p>に対応した調査方法の見直しを進め、一層の公表時期の早期化に努めることが必要である。なお、同調査におけるオンライン調査等の実施状況については、その効果及び影響等を十分に検証し、次回調査の企画検討に活用することも必要。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各歳別表章などの表章の充実については、統計の有用性向上の観点から、人口・社会、労働関連統計以外の統計についても、可能なものについて、次期基本計画全体の基本的な視点（経済・社会の環境変化への対応）の要素の一つとして整理。</li> <li>・ 「現在推計人口」については、現行基本計画の別表（別紙）の廃止に伴い、本項目の課題として整理。</li> <li>・ 平成25年「住宅・土地統計調査」のオンライン調査導入の効果等に係る情報提供については、「第3-1（3） オンライン調査の推進」の項目として整理。</li> <li>・ 「国勢調査」については、現行基本計画では別表のみの記述となっているが、その重要性の高さに鑑み、今後も注視していく必要があることから、本項目の課題として整理。</li> </ul>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
ジェンダー統計の整備 (第2WG)	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項            (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備            イ 取組の方向性            このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境づくりなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、・・・(中略)・・・。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p style="text-align: center;">—</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ ジェンダー統計については、公的統計の作成・提供に当たって重要な視点と評価。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）等においては、男女別データの整備、各種の政府の計画におけるPDCAサイクルへの反映を始めとするジェンダー統計に関する取組を記述。「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、女性の活躍は成長戦略の中核として位置付け。</p> <p>○ 内閣府男女共同参画局が政府の策定する基本的な計画・大綱等に関連する統計（当該計画等で設定されている人を対象とする成果目標の根拠となっているもの）について調査した結果によれば、基幹統計では既に男女別表章が行われており、一般統計の一部において未実施となっているもの、作成府省が報告者の負担等を考慮した判断。また、一部の業務統計については、集計の基礎となる申告書・届出書等に男女の別があり、かつ、集計しているものの、その結果を表章していないケースや、報告者負担の軽減や男女別把握の必要性がないと判断したといった理由から男女別情報を把握していないケースが認められるとの報告。</p> <p>○ 以上のような状況から、調査統計にとどまらず、業務統計を含めた公的統計の提供に当たって基本的な視点の一つとして整理。            &lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点の一つである「経済・社会の環境変化への的確な対応」の中に位置付け。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目（概要）	
審議テーマ（関係WG）	第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (9) その他
その他 (第2WG)	◇ 別表には、①「医療施設調査」（基幹統計調査）及び「患者調査」（基幹統計調査）における行政記録情報の活用、②「犯罪被害実態（暗数）調査」における精度向上について検討するよう記述。
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ ①については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。なお、②については、標本数を従来の3000人から1000人増加し、4000人に拡充するとともに、調査事項の見直し等を実施し、精度向上を図ったことから、「実施済」との自己評価。
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 本事項自体及び関連して発展・充実を図る事項も認められないことから、削除する方向で整理。
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、学校教育を取り巻く環境変化に的確に対応する観点から、学校教育関連統計の改善について検討するとともに、教育機能の総合的な把握の観点から、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析できるようにするための関連統計の整備を検討するよう記述。</li> <li>◇ 別表には、①「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等について比較可能性向上、②「学校保健統計調査」(基幹統計調査)における調査項目の追加、調査方法や調査票の改善、③関連統計における学歴等の教育関連項目の追加、④学校教育段階から就職活動までのライフコース全般を的確に捉える統計の整備及び⑤「子どもの学習費調査」における調査項目追加について検討するよう記述。</li> </ul>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①、④及び⑤については、結論は得られていないものの、現行計画期間中にはそれぞれ所要の取組を行うとして「実施予定」の自己評価。また、③(船員労働統計関係)については、「海技免許の資格」区分が重視されるという船員労働の特殊性や、報告者負担等を考慮し「実施困難」と自己評価。なお、②については、平成23年度の施行状況審議において、有識者による検討結果や健康診断票の電子化等の状況を踏まえ、「実施困難は妥当」と、また、③(総務省・厚生労働省分)については、「実施済は妥当」との判断。</li> </ul>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「実施予定」及び「実施困難」と自己評価している事項についても、真摯に改善・検討を実施していることは評価。また、自己評価も妥当。ただし、①については改善が図られているもの更なる改善余地が認められること、④及び⑤については検討途上であることから、引き続きその対応を注視することが必要。</li> </ul>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「実施予定」とされている事項については、社会問題となっている「いじめ」の実態や、教育機能・経済負担等をより的確に把握する上で重要な取組であることから、現行計画期間における対応を注視するとともに、引き続き発展・充実を進めていく必要がある。</li> <li>○ また、教育行政に関しては、現在、「教育再生実行会議」(平成25年1月15日閣議決定)の第二次提言(平成25年4月15日)を受け、中央教育審議会において、教育委員会制度等の在り方について審議が進められており、その審議状況を見極めつつ、適切に「社会教育調査」(基幹統計調査)に反映させる必要があることから、平成26年度に予定されていた「社会教育調査」の実施を延期することとなった。このため、その審議結果も踏まえた同調査の見直し、充実も必要と認められる。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。</li> <li>○ 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計(縦断調査)の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。</li> <li>○ 「子どもの学習費調査」について、報告者負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のより的確な把握に向けて調査方法・内容を検討する。</li> <li>○ 「社会教育調査」について、教育委員会制度等の在り方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえつつ、施設の利用・運営状況など</li> </ul>



	新たな情報も含め、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 (第2WG)</p>	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 ◇ 本文では、近年増加を続けている非正規雇用の実態や、事業所の開設・廃止による雇用増減への影響を把握する必要性を記述。 ◇ 別表では、労働市場の実態をより的確に把握する観点から、①有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善、②実労働時間のより適切な把握のための調査事項の見直し、③「社会生活基本調査」（基幹統計調査）における労働時間その他の生活時間の分析のための調査事項の追加、④雇用創出・消失指標の公表、⑤非正規雇用の実情を継続的に把握するための統計調査の実施、⑥「労働力調査」（基幹統計調査）の前年同期のフローデータの集計・公表、⑦ハローワーク以外のルートを含めた総合的な労働需給動向の把握可能性等を検討するよう記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ ①、④～⑦については、それぞれ所要の取組を実施したとして「実施済」の自己評価。なお、②及び③については、平成23年度施行状況審議において、「実施済は妥当」との判断。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価。一方で、同一企業内における雇用形態の転換や、失業者の定義に係る国際基準の見直しに伴う対応などの動向を注視することが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 非正規雇用問題については、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月24日閣議決定）などに基づき、厚生労働省を中心に今後の非正規雇用対策の指針として、「望ましい働き方ビジョン」を取りまとめ、取組の推進を図っている。さらに、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づく、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組も進められていることから、このような変化に対応した労働統計の発展・充実に必要な一層高まっている。 ○ また、平成25年10月に決議予定の国際労働機関（ILO）における就業、失業等に関する国際基準の見直しに伴い、関連統計の対応も必要と考える。 &lt;基本的な考え方&gt; ○ 同一企業内における雇用形態の転換をより的確に把握する観点から、「労働力調査」における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、その結果精度を踏まえた妥当性を検証する。 ○ ILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成等に向けた検討を行った上、対応可能な統計の作成・提供に努める。なお、定義の変更に当たっては、時系列比較の観点にも配慮する。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<p>・ 上記①から派生した「雇用者に関する用語」の整理（概念・定義の整理を含む。）については、「第2-3(4) - 2 労働者の区分等の見直し」の項目として整理。</p>

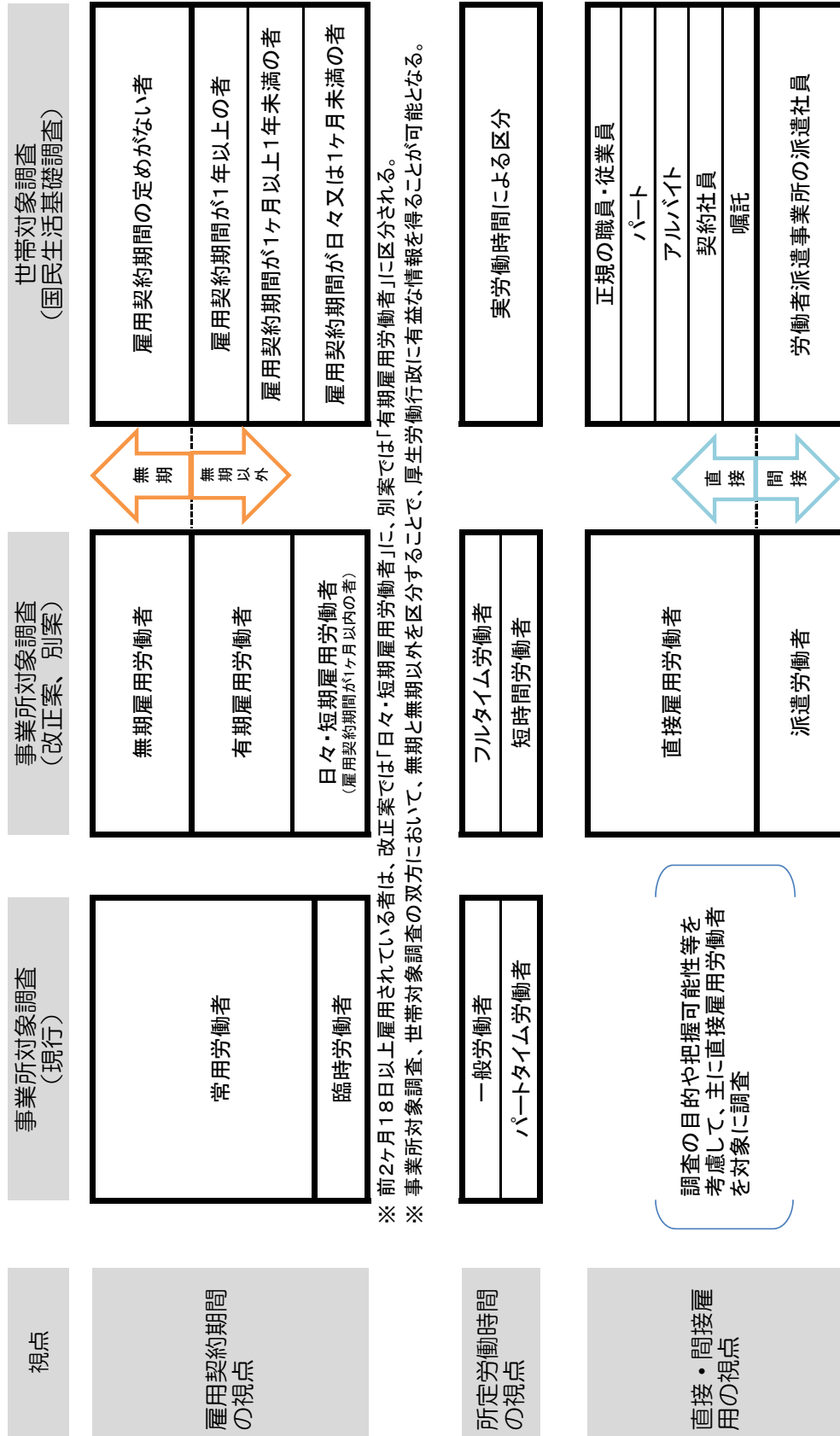
項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）		現行基本計画の該当項目（概要）
労働者の区分等の見直し (第2WG)	<p>平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書</p> <p>iv) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務省(政策統括官室)は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業・雇用形態の区分に関する用語を整理し、その関係が分かるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。</li> <li>2 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。</li> <li>3 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。</li> <li>4 総務省(政策統括官室)は、上記2及び3の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力を行うこと。</li> </ol>	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p style="text-align: center;">—</p>	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1については、報告書及びホームページにより情報を提供しており、所期の目的を達成しているものと評価。</li> <li>○ 2については、厚生労働省から提示された「新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ～3つの視点から～」(別紙)の整理が認められた。</li> <li>○ 3については、引き続き取組の進捗を注視することとなった。</li> </ul>	

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 労働者の区分等について、非正規雇用の実態等のより的確な把握及び各種調査の比較可能性の向上を図ることを目的として、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までに実施する検証結果※を基に、以下の措置を講ずる。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 平成26年度早期に労働者の区分等の見直しに向けた府省横断的な情報共有・検討の場を設置し、厚生労働省の検証結果を基に、今後の関係府省における検証・検討のポイント等を整理する。</p> <p>② 関係府省は、上記①の結果を踏まえ、所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。</p> <p>③ 上記②の検証結果を基に府省横断的な検討を行い、見直し内容について結論を得る。</p> <p>④ 関係府省は、上記③の結論を踏まえ、順次所管調査の見直しを行う。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<p>※「前2か月18日以上雇用されている者の取扱い」及び「有期・無期の区分」の変更に伴う、政策や結果の時系列比較への影響や実査可能性を検証する。</p>

## 新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ～3つの視点から～

非正規雇用の実態等を把握するための3つの視点による新しい労働者の区分を、厚生労働省所管の事業所対象調査にあってはめた改正案又は別案と厚生労働省所管の世帯対象調査を比較すると、次のとおりとなる。



※ 前2ヶ月18日以上雇用されている者は、改正案では「日々・短期雇用労働者」に、別案では「有期雇用労働者」に区分される。  
 ※ 事業所対象調査、世帯対象調査の双方において、無期と無期以外を区分することで、厚生労働行政に有益な情報を得ることが可能となる。

※ 事業所対象調査は事業所(事業主)が台帳等に基づき記入していることと世帯対象調査は世帯員(個人)が記憶等に基づき記入していることの性格の違いに留意。  
 ※ 調査の目的や把握可能性等を考慮して、調査によっては、区分の一部を調査の対象としないことや区分を統合して調査することも考えられる。  
 ※ 現状では、上記のような比較となり、厚生労働省としても、所管の統計調査について引き続き検討していくが、事業所対象調査、世帯対象調査それぞれの系列の中での整合性を図ることも重要であり、府省横断的な検討も必要である。

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
事業所母集団データベースの整備 (第1WG・第3WG)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスタの構築・利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、母集団情報の整備のため、経済センサスー基礎調査の実施、行政記録情報を活用した母集団情報の更新等の必要性を記述。</li> <li>◇ 別表には、①「経済センサスー基礎調査」(基幹統計調査)による企業の親子関係の把握、②業種名、従業員数、事業所数等の定期的照会、③雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係届からの新設、廃止事業所の把握、④大規模調査の結果、EDIN ET情報、産業財産権と企業の登記情報の照合、事業所・企業識別番号と日本輸出入者標準コードの照合のビジネスレジスタへの活用の検討について記述。</li> </ul>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年度においては、事業所母集団データベースシステムの運用開始、行政記録情報に基づく新設法人の把握に係る定期的な照会、平成26年経済センサスー基礎調査に係る統計委員会への諮問等の取組が行われており、平成26年経済センサスー基礎調査への対応を除き「実施済」の自己評価。</li> </ul>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所母集団データベースの整備については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。</li> <li>○ また、同データベースは、経済統計や労働統計等の分野における効率的な統計の作成・精度向上等において重要なシステムと位置付けられることから、更なる取組の充実発展を図るべき。</li> </ul>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所母集団データベースシステムは、平成25年1月から運用を開始しており、今後は、データの蓄積や利活用の推進を図ることが必要。</li> <li>○ 公的統計の整備に当たって、効率性のみならず、統計の質の確保・向上や報告者負担の軽減という観点からも重要な事項であり、関係府省の協力の下に進めていく必要があるため、次期基本計画において重点的に対応。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 継続して実施すべき取組(年次フレームの作成、共通事業所コードの保持等)については、関係府省の協力の下、今後も継続的に実施する。</li> <li>② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充及び精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。また、これを実施するために必要な統計リソースの確保・育成に努める。</li> <li>③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成についても検討を進める。</li> <li>④ 社会保障・税番号制度における法人番号について、その運用・管理状況を注視しつつ、事業所母集団データベース等における利用に向けて検討する。</li> </ol>

備考 (留意点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所母集団データベースは、これからデータの蓄積を順次図っていく段階であり、調査票情報以外の情報も含むことから、利用範囲の拡大については、ニーズを踏まえつつ段階的かつ慎重な検討が必要。</li><li>・ 現行基本計画の下、事業所母集団データベースの登録情報と他のデータベース等の企業情報との照合作業を実施していることから、順次可能なものから情報の相互利用を図っていく予定。</li></ul>
----------	---

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
行政記録情報等の活用 (第3WG)	<p>第3-1 効率的な統計の作成 (1) 行政記録情報等の活用</p> <p>◇ 本文には、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、統計精度の維持向上、報告者の負担軽減・統計作成の効率化等を図るため、①過去の答申等において行政記録情報等の活用が指摘されている事項の検討、②統計調査計画の策定に当たって、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無を事前に調査・検討することの原則化、③行政記録情報等の直接的な利用が困難な場合、統計作成機関が費用等を負担し、当該保有機関による特別集計を行うことの原則化及び④統計作成における行政記録情報等を活用することの有用性等についての国民の理解の促進など、行政記録情報の活用環境を整備するための方策を検討することを記述。</p> <p>◇ 別表には、税務データの特別集計結果を統計調査の欠測値等の推計や補完に活用するための課題等を検討することに加え、本文に記述された事項とはほぼ同内容の個別措置を記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 行政記録情報等の活用については、「実施困難」と自己評価している1事項を除き指摘に沿った取組が進められているほか、事前に行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化についても着実に対応している。また、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を継続的に実施し、「事業所母集団データベースの活用に関する検討会議」を活用した情報共有も実施していることから、「実施済」又は「継続実施」との自己評価。</p> <p>○ 一方で、特別集計による税務データの活用については、昨年度の施行状況報告の審議結果を踏まえ、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた検証を行うための検討中であることから、「実施予定」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 行政記録情報等の活用については、おおむね計画に沿った取組が進められており、所期の目的を達成しているが、更なる取組の推進を図ることが必要。また、税務データの特別集計結果の活用については、昨年度の指摘を踏まえた取組が行われているものの、検証作業中であり、その検証結果を注視することが必要。</p> <p>○ 行政記録情報等の活用は、正確な統計作成のみならず、効率的な統計作成や報告者の負担軽減という観点からも、その重要性は高まっており、継続的な取組が必要。</p> <p>○ また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる「マイナンバー法」)の成立を受け、その動向の把握や統計における活用余地等を検討することも必要。</p> <p>○ なお、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ～経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>① 「行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化」及び「直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用についての確認・検討の原則化」については、基本的な取組として更なる定着の促進を図る。</p> <p>② 特別集計による税務データの活用については、現在実施中の検証結果を踏まえて、活用を検討する。</p> <p>③ また、政府が保有する行政記録情報等の統計作成への活用について、オープン化の推進を図る観点から、「行政記録情報等の統計作成への活用」</p>



	<p>係る実態調査」の継続・充実を図るとともに、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理し、その課題解決に取り組む。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「税務データの特別集計結果の活用」及び「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」に関連する事項については、個別の取組事項として整理。</li> </ul>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
オンライン調査の推進 (第3WG)	新規事項
平成24年度統計法施行状況報告の概要	-
平成24年度統計法施行状況報告の評価	-
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 近年のIT技術の急速な発展に伴う高度情報化社会の到来や、調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、正確かつ効率的な統計を作成することもに報告者の負担軽減を図る観点から、統計調査の調査方法としてオンライン調査の導入とオンラインによる調査票回答の促進が重要な課題となっており、次期基本計画において、その推進を図ることが必要。</p> <p>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、世界最高水準の電子政府の実現に向け、オンライン調査の徹底等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統計作成の効率化、多様な報告方法を提供することによる報告者の報告の利便性の向上の観点等から、所管統計調査におけるオンライン調査導入を検討することを原則化する。</li> <li>② オンライン調査の導入に当たっては、導入が有効と思われるものに重点化するとともに、導入後はオンライン回答率の向上策の検討を行い、各調査のオンライン化の取組を推進する。その際、オンライン調査に関連するプログラム開発やランニングコスト等の必要なコストも十分勘案する。</li> <li>③ 総務省は、各府省の取組を支援するため、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報共有を行うとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等府省横断的な基盤整備に向け充実を図る。</li> <li>④ パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするとするなどIT技術の普及状況を勘案した対応を推進する。</li> </ol>
備考 (留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン調査の導入率は、平成23年度に約54% (220調査中119調査) となっており、着実に増加しているものの、回答率は調査の報告者(公的機関、事業所・企業、世帯等)やその規模等によって区々となっている状況。</li> </ul>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
統計基準等の見直し (第1WG) (第2WG)	<p>第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、統計基準を用いる効果や各種国際基準との整合性に留意すること等の取組の方向性を記述。</li> <li>◇ 別表には、日本標準職業分類、指数の基準時及びウエイト時の更新に統計基準を設定する等の取組を記述。</li> </ul>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計基準の設定については、平成23年度までにすべて措置済み。</li> </ul>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本計画に掲げられたいずれの事項についても、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果において、すべて妥当と評価。)</li> </ul>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計法に規定する統計基準については、現行基本計画に掲げられた事項の整備が一段落していることから、次期基本計画では、統計法に規定する統計基準とはしないものの、統計相互の比較可能性の向上を図るために見直しが見込まれる「統計分類」について優先的に取組を実施。 &lt;基本的な考え方&gt; <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統計相互の比較可能性向上の観点から、「日本標準商品分類」(特にサービスの分類)及び「従業上の地位」についてそれぞれの利用目的や報告者負担も考慮した上で、見直しを図る。</li> <li>② 統計の有用性の向上、統計ニーズへの対応の観点から、基幹統計を中心に表章区分(年齢や事業所規模等)の現状を整理した上、標準的な区分のあり方を検討し、必要に応じて見直しを図る。</li> </ol> </li> </ul>
備考 (留意点)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計リソースの確保のための取組 (第3WG)</p>	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ◇ 本文には、我が国の統計部門における予算・定員枠が各府省の中で優先順位が必ずしも高くはない現状や、統計の信頼性の確保並びに新たな統計の整備及び提供に対応するため、統計リソース (公的統計の作成・提供のための予算及び人員) を確保し、有効活用することで、社会の情報基盤にふさわしい統計を政府が責任をもって提供することを記述。 ◇ 別表には、①政府全体の調整機能の発揮、②各府省の取組、③各府省の取組への支援、④府省横断的な統計ニーズへの対応についての具体的な措置、方策を記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 統計リソースの確保等については、「実施困難」と自己評価している1事項を除き、既存統計の見直し・効率化、必要なリソースの確保、リソースに関する情報共有等継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価。 ○ 一方で、専門家集団の編成については、昨年度の施行状況報告の審議結果を踏まえ、統計リソースWGで検討が行われたものの、①各府省の検学会による専門家集団の一部機能の代替、②専門家集団編成の具体的ニーズがない、③各府省における人員派遣等の余裕がないことから、専門家集団の編成に替えて、既存の組織・機能等を活用すべきという結論を得たことから、「実施困難」との自己評価。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 統計リソースの確保等については、おおむね計画に沿った取組が進められている。一方、専門家集団の編成については、専門家集団の編成自体は「実施困難は妥当」と評価するものの、専門家集団の編成の目的としていた新たな統計の作成や調査実施計画の策定等の支援については、既存の組織・機能等を活用する方策を検討することが必要。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであり、社会の情報基盤としてふさわしい統計を、政府が責任をもって提供するために、統計リソースの確保に努め、有効活用を図ることが重要かつ不可欠なものであることから、取組の一層の推進を図ることが必要。 &lt;基本的な考え方&gt; ① 統計リソースの確保及び有効活用に向けて、不断の努力を行うとともに、次期基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。 ② 専門家集団の編成に代えて、総務省統計研修所の研究機能を整備するなどして、各府省の新たな統計の作成、調査実施計画の策定等を支援することについて検討する。 ③ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等中核的な役割を果たすことと期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p>
<p>備考 (留意点等)</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携 (第3WG)	第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携 ◇ 本文には、①地方公共団体の統計部局は、当該地方公共団体における統計の整備・提供を推進するとともに、実査機関として基幹統計における真実性・統一性の確保に重要な役割を担っていること、②これらの実査機関では、担当職員数の削減や業務量の変動、更に統計調査員の確保難等の課題が生じ、その解決が必要なこと、③この課題を解決し、実査体制の機能維持を図るためには、国と地方公共団体の連携が必要不可欠となっていることなどを記述。 ◇ 別表には、①地方公共団体を經由する必要がある調査の範囲の精査、見直し、②地方公共団体の統計部局における業務量の平準化、③地方別表章の充実等、④統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価等の見直し、⑤地方公共団体の統計部局が必要な人材が確保できるための支援、⑥統計調査員の処遇改善等についての具体的な措置、方策を記述。	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 実査体制の機能維持等については、地方公共団体を經由する調査の範囲の精査、見直し、各府省で行われる統計調査の年間業務スケジュールの提供、地方公共団体に対する技術的支援、統計再任職員の対象範囲等の見直し、統計調査員の役割等が行われていることから、「継続実施」との自己評価。	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 調査体制の機能維持等については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、その現状や役割からみて、更なる取組の充実を図ることが必要。 ○ また、基幹統計調査の結果は、地方公共団体においても活用されている重要なデータであり、現行計画にも盛り込まれているように、国と地方公共団体が連携を強化して、統計の作成・提供に取り組むことが必要。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 地方公共団体の統計部局は、基幹統計の作成・提供に当たって重要な役割を担っているのみならず、地域の視点からの改善にも大きく寄与している。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるなど統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与しており、調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携は重要かつ不可欠なものであることから、継続的な取組が必要。 <基本的な考え方> ○ 調査体制の機能維持等については、これまでの取組の更なる定着の促進を図るとともに、①地方公共団体を經由する調査については、調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法の検討、②地方公共団体の業務量を平準化するための中長期的な取組、③地方別表章の充実のための更なる支援等を検討・実施する。	
備考 (留意点等)		

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	<p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(3) 統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>◇ 本文には、公的統計の作成においては、その作成に携わる職員の専門的能力を育成・確保することが重要であるものの、公務員制度等の制約もあり、専門性の高い職員の高育成等が困難な状況を踏まえ、我が国の統計作成組織全体として、その改善を図ることを記述。</p> <p>◇ 別表には、①中核的職員の計画的な育成・確保の推進、②国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進、③人材の育成・確保に向けた研究の実施の具体的な措置、方策を記述。</p>
統計職員等の人材の育成・確保 (第3WG)	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 統計職員等の人材の育成・確保については、①人事評価における業績評価目標の設定、②実務能力向上のための研修の充実、③各府省間の情報共有、④国際対応能力向上のための方策の推進等に実施することから、「継続実施」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 統計職員等の人材の育成・確保については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、統計職員等の量的な拡充が困難な中、質の向上を図る観点から、更なる統計職員等の人材の育成の充実に努める必要がある。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 公的統計の作成においては、その作成に携わる職員が専門的能力を発揮することが重要であり、我が国の統計作成組織全体としても、専門性の高い人材を育成し、確保することは必要である。このため、これまで以上に人材の育成・確保を意識した人事交流や研修の充実等について、継続的な取組が必要。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 統計職員等の人材の育成・確保については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。</p> <p>② 総務省統計研修所については、統計職員等の人材育成において重要な役割を担っていることから、研修内容等の充実及び人材育成支援のための機能を拡充する。</p>
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
災害発生時等の備え (第3WG)	第3-2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用(「緊急ニーズへの対応」部分) ◇ 本文には、緊急のニーズに的確に対応した統計の作成に当たっては、統計リソースの有効活用方を検討することを記述。 ◇ 別表には、緊急ニーズが生じた際、行政記録情報等及び既存の統計調査結果の特別集計による活用や、承認審査事務の簡素化・迅速化等を行うよう記述。	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 東日本大震災による被災県の人口移動への影響の分析、就業に関する影響、復興状況を把握するための統計データ等の提供等に、継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価。 ○ 平成24年度中に該当事例はなかったものの、緊急のニーズが生じ、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務の簡素化・迅速化を図るとしていることから、「継続実施」との自己評価。	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 災害発生時の対応については、東日本大震災という未曾有の災害の中で、各調査実施者及び実査を担当する地方公共団体が正確な統計の提供等に尽力したことを評価。一方で、大震災に際して講じられた特別な措置や国民への情報提供等における課題については、各府省が個別に対応するものと府省横断的に対応するものに整理し、更なる取組の推進を図ることが必要。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究の結果によれば、①災害時のリソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②調査員の安全確保などの実査面及び③集計・公表面における課題等がみられることから、これらの課題解決に向けた取組が必要。 ○ 現行の基本計画では、地震等の災害への対応を含めた「緊急ニーズへの対応」を想定していないため、新たな項目建てをした上で、内容の充実を図る。 <基本的な考え方> ① 上記の調査研究の結果等を基に今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題を抽出し、個別調査ごとに対応するものと府省横断的に対応するものに整理した上、それぞれ具体的な対応方策を取りまとめる。 ② また、この取りまとめに当たっては、災害発生時の対応について、日頃から調査関係者の自覚・判断力を養うような方策についても検討し、順次取組を進める。	
備考 (留意点等)	・ 被災県からは、単にマニュアルの作成・配布にとどまらず、日頃から自覚・判断力を養うような取組が必要と提言。	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>民間事業者の活用 (第3WG)</p>	<p>第3-1 効率的な統計の作成 (2) 民間事業者の活用</p> <p>◇ 本文には、新たな統計作成ニーズに的確に対応していくため、これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用していくことが必要。一方、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等が前提であることや、公的統計の企画立案業務の中核的業務は国が自ら行うことが適当であることに留意するよう記述。さらに、郵送による実査業務や照会対応業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。一方で、国の統計全体の精度や国政の運営に支障が生じるおそれがある調査員による実査業務は慎重に検討するよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①民間事業者の積極的な活用に関する検討状況の確認、②適正な管理のためのガイドラインの改定、③統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場の設置、④民間事業者団体等との意見交換の実施等具体的な措置、方策を記述。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>○ 民間事業者の活用については、①総務省による承認審査時及び内閣府統計委員会による審議時に民間事業者の活用に関する検討状況を確認しているほか、②統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法については品質保証ワークショップにおいて検討中。また、③民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検討を行うための民間事業者団体等との意見交換を実施していることから、「継続実施」との自己評価。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>○ 民間事業者の活用については、おおむね計画に沿った取組が進められているが、更なる充実を図るため、今後も継続的な取組が必要。この取組にあたっては、公的統計のプロセス保証の導入・活用について検討し、民間事業者の適正な管理に努めるよう留意。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 限られた統計リソースの有効活用や実査機関の業務負担軽減の観点から、平成24年度に実施した249統計調査中205統計調査(全体の82.3%)において、何らかの事務を民間事業者が実施するなど、民間事業者の活用は着実に増加しており、今後とも積極的かつ適正に民間事業者を活用することが必要。</p> <p>○ しかしながら、民間事業者の活用にあたっては、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については企画立案業務等の中核的業務は国自らが行う必要がある。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある調査については、慎重かつ十分に検討すべき。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 民間事業者の活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。 ② 公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するため、必要に応じて民間事業者活用ガイドラインを改定する。</p>
<p>備考 (留意点等)</p>	



項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
統計ニーズの的確な把握 (第3WG)	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、時代の変化や社会のニーズに対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、各府省が従来から実施してきた取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計の整備・改善に反映することが必要と記述。</li> <li>◇ 別表には、内閣府統計委員会委員と統計利用者等との意見交換を実施すること、利用者ニーズを把握する際の、「政府統計の総合窓口」(e-stat)の活用について記述。</li> </ul>	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年3月に「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を実施するなど、毎年度継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価。</li> <li>○ また、e-Statを活用し、「統計ニーズに係るアンケート」を行い、統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを継続的に把握していることから、「継続実施」との自己評価。</li> </ul>	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計のニーズの継続的な把握・活用については、統計委員会における統計利用者からの意見聴取、e-Statを活用した統計ニーズに係るアンケートの実施等具体的な取組が行われている。</li> <li>○ 統計委員会と統計利用者との意見交換会については、交換会が活性化する方策を検討すること、また、統計ニーズに係るアンケート調査については、各府省窓口との連携強化など新たな取組を検討することが必要。</li> </ul>	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時代や社会の変化に適切に対応した公的統計の整備及び提供を行う上で、統計利用者等のニーズを把握することが重要である。ニーズを的確に把握するに当たっては、情報通信技術等の更なる活用や府省横断的なニーズを把握できる仕組みの検討を行うなど継続的な取組が必要。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統計のニーズの継続的な把握・活用については、これまでの取組の更なる定着の促進を図る。</li> <li>② 更なる定着の促進を図るに当たって、統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討を行うなどの活性化を検討する。</li> <li>③ また、統計ニーズに係るアンケート調査については、調査票情報等の提供及び活用等のニーズを具体的に把握するため、各府省との連携強化方策等を検討した上で、見直しを行う。</li> </ol>	
備考 (留意点等)		

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化</p> <p>◇ 本文には、統計リソースの有効活用の観点から、既存統計の見直し、統計作成方法の効率化の推進の必要性を記述。この見直し、効率化に当たって、統計の品質の維持・向上の視点とともに、統計調査に対する客観的な評価結果を踏まえた検討の必要性を記述。</p> <p>◇ 別表には、具体的にIMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定し、各府省において上記ガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施することにより、公的統計の見直し・効率化を図ることや、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等を規定することを記述。</p> <p>第3-5 その他</p> <p>(3) 統計の中立性</p> <p>◇ 本文には、公的統計に対する国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、作成及び公表過程の透明化を図ることの必要性を記述。</p> <p>◇ 別表には、公的統計の品質保証に関するガイドラインを踏まえた統計作成過程の公表、公表期日前の統計情報を共有する範囲等を定め、公表することを記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 統計の評価を通じた見直し・効率化については、公的統計の品質保証ガイドラインの策定は実施済、ガイドラインに基づく各府省の自己評価等は継続実施と自己評価し、公的統計に対する品質保証への取組を継続的に実施中。</p> <p>○ 公的統計の作成及び公表過程の透明化については、品質保証ガイドライン及び最適化計画に基づく取組を進めており、「継続実施」との自己評価。また、公表期日前の統計情報を共有する範囲等については、各府省で内規を定め、公表していることから、「実施済」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 公的統計の品質保証に対する取組は、統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保に向けた重要な取組であり、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した、社会の情報基盤として優れた統計を作成し、提供するためにも継続的な取組が必要。</p> <p>○ また、公的統計の品質保証については、公的統計の作成過程の一層の透明化を図り、民間事業者を活用する際の管理にも有効であることから、公的統計のプロセス保証の導入についての検討が必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保に向けた公的統計の取組は、経済・社会情勢の変化のニーズを的確に対応した質の高い統計を作成する上で重要であり、国際的な動向にも一致。</p> <p>○ 公的統計の品質保証に係る一層の充実を図る上で、現在、行っているプロダクト保証に加えて、プロセス保証を導入することも重要。</p> <p>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p>

	<p>① 公的統計の品質保証に対する取組については、各府省における取組のベストプラクティスを共有し、自己評価結果の公表等更なる取組の推進を図る。また、各府省は公的統計の品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を図る。</p> <p>② 公的統計のプロセス保証については、より一層の統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保のため有用であることから、国際的な動向や関連学会における研究結果も踏まえ、導入に向けた具体的な検討を進める。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)	現行基本計画の該当項目 (概要)
<p>統計に係る広報・啓発活動の推進等 (第3WG)</p>	<p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、調査対象となる個人や企業等に統計調査への協力を求めるための広報・啓発活動や要請を効果的に実施することや、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に理解してもらうことの重要性を記述。</li> <li>◇ 別表には、ホームページ等を通じた広報・啓発活動、マニション・ビル管理の業界団体等への協力要請等具体的な措置、方策や、統計調査への非協力者に対する具体的な対応方針の検討等を記述。</li> </ul>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民・企業への各府省の広報・啓発活動については、ホームページ等の充実、利用者のニーズに応じた対応等の取組を継続的に進めていることから、「継続実施」との自己評価。また、業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等も積極的に実施していることから、「継続実施」との自己評価。</li> <li>○ 非協力者に対する具体的な対応方針として、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対応に係る考え方」を取りまとめていることから、「実施済」との自己評価。また、各府省における非協力者への対応についても、継続的な取組が行われていることから、「継続実施」との自己評価。</li> </ul>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民・企業への広報・啓発活動の充実については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、各府省におけるホームページの見直しや個別協力要請など、具体的な取組が行われているものの、引き続き取組の充実を図り、統計調査に対する協力意識の向上に向けた取組を継続することが必要。</li> <li>○ 非協力的な報告者に対しては、個別に協力を促すなどして統計調査に対する理解を深める取組の継続・充実に努めるとともに、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対応に係る考え方」を参考として、各府省が、所管統計調査の実施状況を十分に検証し、必要な意見交換等を行い、それを踏まえた対応マニュアルを作成し、適切かつ円滑に対応することが必要。なお、非協力者への対応については、様々な検討が必要。</li> </ul>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府のみならず、国民・企業にとっても有用な公的統計を作成するためには、統計調査において正確な情報を報告してもらうことが重要。このため、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうための取組の継続・充実に努めることが必要。</li> </ul> <p>＜基本的な考え方＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国民・企業への広報・啓発活動については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、取組の充実に努めることを基本的な方針とする。また、各府省のベストプラクティスの共有を行うなどして、取組の一層の推進を図る。</li> <li>② 各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対応に係る考え方」を参考に、府省間、地方公共団体とも情報の共有を行い、所管統計調査の実施状況を十分に検証した上でマニュアルを作成する。</li> <li>③ 非協力者への対応については、総合的な観点で、引き続き、検討を行う。</li> </ol>

備考 (留意点等)

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ (関係WG)		現行基本計画の該当項目 (概要)
統計リテラシーの向上 (第3WG)	第3-3 経済・社会の環境変化への対応 (3) 統計に対する国民の理解の促進 ◇ 本文には、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育を拡充する必要性を記述。 ◇ 別表には、小・中・高等学校の教員が児童・生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員に対する研修の充実や、教材の提供等を適切に行うことなどを記述。	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 統計調査の有用性や統計調査への協力の重要性等について、教員に対する研修並びに児童や生徒が関心を持つような分かりやすい教材の提供及びホームページの掲載内容の改善については、各府省で継続的な取組が行われていることから、「継続実施」との自己評価。	
平成24年度統計法施行状況報告の評価	○ 統計教育については、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトにおける充実・見直し等の取組が進められているものの、統計や統計調査に対する理解を深める観点から、引き続き、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上を図ることが必要。	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する理解を深めるためには、教師等を対象とする実践的な研修、統計の有用性や統計データの活用能力を高めるための教材の提供を行うなど、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上が必要であり、更に、統計の重要性について児童生徒が学ぶことが必要。 ○ 統計リテラシーの向上については、項目の重要性を鑑み、現行計画の「統計に対する国民の理解の促進」から独立した項目建てにした上で、内容の充実を図る。 <基本的な考え方> 統計リテラシーの向上に当たっては以下の取組が必要。 ① 国及び地方公共団体は、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、統計データを実際に用いたワークショップ型授業の推進を図る。 ② 総務省政策統括官は、学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が、統計データを活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を、中央だけでなく地方においても拡充する。また、統計研修所は、統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに即した研修の内容を充実する。 ③ 国及び地方公共団体は、学会や教育関係者等と連携し、カリキュラムの開発及び統計データの活用能力を高める教材を作成・開発する。 ④ 総務省統計局は、ニーズの把握を行った上で、統計法の制約を受けず、広く一般的に活用可能な「一般用ミクロデータ (仮称)」 <sup>(注)</sup> の作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。また、各府省においても、総務省統計局の取組を踏まえつつ、所管する統計調査の統計データの更なる活用を検討する。	

	(注) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ。
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
調査票情報等の提供及び活用 (第3WG)	<p>第3-4 統計データの有効活用の推進</p> <p>(1) オーダーモード集計、匿名データの作成及び提供</p> <p>◇ 本文には、統計に対するニーズが多様化・高度化する中、平成19年の統計法全面改正に際して、諸外国の制度を参考に「統計データの二次的利用」（オーダーモード集計及び匿名データの作成・提供）の制度を新たに整備したことを受け、秘密の保護に配慮しつつ、その推進を図るよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①二次的利用に関する年度計画の策定・公表、②ガイドラインに基づく適切な事務処理の実施、③ニーズを踏まえたサービスの拡充及び④オンライン利用の検討等を実施するよう記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 二次的利用については、年度計画の策定・公表や、利用の対象となる統計調査の種類・年次の追加等に継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価。</p> <p>○ また、オンライン利用についても、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、オンライン利用を可能とする環境整備に向けた検討（論点整理等）を進めていることから、「継続実施」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 調査票情報等の提供及び活用は、一部検討中の事項を除き、おおむね計画に沿った取組が進められているもの、オンライン利用の実施に向けた検討を進めるとともに、その他の活用策の検討（データの匿名性や求められるセキュリティレベルに応じた利用者、利用条件及び利用方法等の整理・見直し等）を進め、更なる取組の推進を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 調査票情報等の提供及び活用の推進は、国民の負担によって収集された統計データをより有効に活用する観点から重要な取組であり、現行計画期間中の取組を踏まえ、更なる発展・充実を図ることが必要。また、この調査票情報等の提供及び活用の検討に当たっては、秘密の保護に十分配慮することが必要。</p> <p>○ 本項目については、「統計データ・アーカイブ」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適当。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、統計法制度上の整理を含め、以下の取組を推進する。</p> <p>① 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、現行の調査票情報の貸渡しによる利用方法からオンライン利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することとする。また、オンライン利用のためのガイドライン等の整備やプログラム送付型集計・分析のための技術的検証等の実用化に向けた具体的な検討を推進する。</p> <p>② 匿名データの作成・提供については、利用者のニーズや匿名化の程度と有用性の確保に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、年次追加に伴う手続きの簡素化を図る。</p> <p>③ オーダーモード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進めるとともに、利用者のニーズ把握に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、検討に当たっては、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。</p>



	<p>なお、上記の①～③の取組においては、秘密の保護に十分配慮するとともに、利用に係る事務の効率化・簡素化や利用料金等についての必要な見直しを図る。</p>
備考（留意点等）	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）		現行基本計画の該当項目（概要）
統計データ・アーカイブの整備 (第3WG)	第3-4 統計データの有効活用の推進 (2) 統計データ・アーカイブの整備	<p>◇ 本文には、統計データ・アーカイブを通じ匿名データ等の提供を行っているという諸外国の実状に対し、調査票情報の積極的な活用方針が十分検討されおらず、また、各府省で保存している調査票情報の管理も良好とはいえないという我が国の状況を踏まえ、我が国における統計データ・アーカイブの整備に向けて、機能や蓄積する情報の範囲等について検討するよう記述。また、蓄積データの基となる調査票情報等について、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定するよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①統計データ・アーカイブの整備に向け、検討会の設置し、二次的利用の在り方を含めた検討を行うこと、②調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定し、適切な保管を推進すること等について記述。</p>
	平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 統計データ・アーカイブの整備については、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、統計データ・アーカイブに期待される機能の視点ごとに論点整理を行うなどの検討を進めているものの、現行基本計画内には結論を得ることは困難なことから、「実施可能」との自己評価。</p> <p>○ 調査票情報等の適切な保管については、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に基づき、各府省において継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価。なお、当該ガイドラインの策定自体については、平成23年度の施行状況報告の審議において、「実施済は妥当」との判断。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 調査票情報等の適切な保管については、計画に沿った取組が進められているものと評価。一方で、統計データ・アーカイブの整備については、検討上であることから、引き続き整備に向けた検討を行うことが必要。</p>	
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	○ 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用とも密接に関連する重要な事項であり、これまでの論点整理を踏まえ、引き続き具体化に向けた検討を推進することが必要。	<p>＜基本的な考え方＞</p> <p>① 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用の促進を目的にするとともに、整備対象とする統計データの範囲は、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進め、可能な限り早期に結論を得るよう努める。また、「統計データ・アーカイブ」という名称については、調査票情報等の提供及び活用の促進という整備の目的がより明確になるよう変更する。</p> <p>② 各府省は、引き続き調査票情報等の適切な保管を徹底する。</p>
	○ 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用とも密接に関連する重要な事項であり、これまでの論点整理を踏まえ、引き続き具体化に向けた検討を推進することが必要。	
備考（留意点等）	<p>・ 本項目は、二次的利用の促進を目的とする方向で取りまとめたことから「第3-4 (1) -1 調査票情報等の提供及び活用」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適当。</p>	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目 (概要)	
審議テーマ (関係WG)	<p>第3-5 その他</p> <p>(2) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進</p> <p>◇ 本文には、効率的な統計作成、国民等にとって有用なデータの適時な提供及び報告者の負担軽減等を図る観点から、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づく各府省間における統計データの共有や提供に関する取組を着実に実施するとともに、利用者等のニーズや取組状況を踏まえ、同計画の見直しを行うよう記述。</p> <p>◇ 別表には、本文の記述とほぼ同内容の取組を行うよう記述。</p>
政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進 (第3WG)	
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 最適化計画に基づきデータ共有や提供を進め、登録件数等の充実を図るとともに、同計画のフォローアップの一環として実施評価報告書を作成し、同報告書に基づく取組の働きかけ等を毎年度実施していることから、「継続実施」との自己評価。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 政府統計共同利用システムの登録件数等は、着実に増加しているほか、操作の簡素化・検索機能の見直し等、利用環境の向上・高度化を進める取組も図られていることから、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められているものと評価。一方で、利用環境の一層の向上・利用者ニーズのよりの確かな把握や同システムのうち「統計情報データベース」の登録促進などについては、更なる取組の推進を図ることが必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供することは、統計の有用性の確保、報告者の理解と協力意識の醸成という観点からも重要な取組であり、更なる取組の発展・充実を図ることが必要。</p> <p>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)においても、世界最高水準の電子政府の実現に向け、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 各府省は、国民に対する有用な統計データの提供を推進するために、政府統計共同利用システム内の統計情報データベースへのデータ登録の拡充を図る。また、総務省統計局は、登録作業の簡素化・支援作業の検討などを通じて、データ登録の促進を図る。</p> <p>② 政府統計共同利用システムの情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データベースの高度利用についても検討する。</p>
備考 (留意点等)	

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

現行基本計画の該当項目（概要）	
審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
グローバル化への対応 (第1WG・第2WG・第3WG)	<p>第2-3 社会的・政策的なニーズへの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、グローバル化の進展に対応した統計の整備として、貿易に係る情報の高度利用の可能性、外国人住民に係る基本的な統計の整備等の必要性を記述。</li> <li>◇ また、別表には、本文に対応した「輸出入申告情報」の活用、「登録外国人統計」、「人口動態調査」（基幹統計調査）の集計事項の充実等4事項の取組を記述。</li> </ul>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行計画期間中には、2008 SNA対応のためのデータの提供、出入国管理統計の集計事項の充実等が「実施済」又は「実施予定」とされており、輸出入申告情報の活用（事業所母集団データベースと貿易統計のデータベースの接続等の検討）については次期計画期間内には「実施可能」と自己評価。</li> </ul>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。</li> <li>○ 「実施予定」の貿易形態別の情報については、平成25年度から内閣府にデータが提供されており、「実施可能」のデータベースの接続等の検討については、事業所母集団データベースの運用が平成25年1月から開始されたことを踏まえ、今後検討を開始するとされていることから、引き続きその対応を注視する。</li> </ul>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業活動などの現象面におけるグローバル化の進展への対応については、各統計において考慮すべき要素の一つであるため、各統計の対応の中で検討し、次期基本計画にも記載していくこととする。</li> <li>○ 上記以外のグローバル化への対応（国際機関への情報提供、国際統計活動への参加等）については、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、統計職員の人材育成の観点からも重要であることから、他の関連項目と合わせて整理する。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供について、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、積極的に国際機関への統計情報提供に努めるなど、国際協力の充実を図る。</li> <li>② 各府省が独立行政法人国際協力開発機構等の機関と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。</li> </ol>
備考（留意点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書においては、統計職員等の人材の育成・確保等の一環として、国際的な対応力の強化方策の検討が求められている。</li> </ul>

項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
<p>基本計画の推進 （第1WG） （第2WG） （第3WG）</p>	<p>第3-5 その他 (2) 研究開発の推進（情報通信技術の活用等）と学会等との連携強化 ◇ 本文には、各府省と学会、大学等との双方の連携強化等を記述。また、別表には、統計委員会が実施する統計利用者との意見交換や学会等との連携等に関する取組を記述。 第4-1 基本計画の進捗管理・評価等 ◇ 本文には、基本計画を有効なものとするための各府省間の密接な連携、施策の進捗状況の適時適切な点検及び不间断の推進の必要性を記述。 ◇ また、別表には、①基本計画推進会議を通じた府省間の連携、②統計法第55条等に基づく施行状況報告及び統計委員会による審議、③調査研究の実施等の5事項の取組を記述している。②については、ほば法の規定に沿った内容。 第4-2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進 ◇ 本文には、基本計画の関連施策情報の提供、国民の意見、ニーズの把握及びその反映の推進を記述。別表には、該当する記述なし。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の概要</p>	<p>【第3部分】 ○ 統計利用者から意見聴取を行うとともに、一般社団法人日本品質管理学会に要請していた統計の品質評価に係る研究開発の取組状況について情報共有。 【第4部分】 ○ 公的統計基本計画推進会議の開催を通じた府省間の連携確保、統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告を実施。また、統計委員会においては、施行状況審議並びに国民生活基礎調査、住宅・土地統計調査及び漁業センサスの変更に係る諮問審議等を実施。</p>
<p>平成24年度統計法施行状況報告の評価</p>	<p>【第3部分】 ○ 基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が行われている。 【第4部分】 ○ 基本計画に掲げられた事項については、統計法に規定されている事項でもあることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、既に定着している。 ○ ただし、現行基本計画に掲げられた理念を踏まえつつ、次期基本計画に向け、新たな取組等の検討が必要。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</p>	<p>○ 基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するためには、府省間の密接な連携及び適切な役割分担を図るとともに、統計委員会としても統計法や基本計画に掲げられた理念を踏まえ継続的な取り組みが必要。その際、統計法第55条第3項の枠組みの中で対応。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p><b>【第3部分】</b></p> <p>○ 総務省政策統括官（統計基準担当）を中心として、各府省における研究開発成果の情報共有ができる仕組みを構築する。</p> <p><b>【第4部分】</b></p> <p>統計委員会は、統計法第55条に基づく同法の施行状況について報告されたことに対して以下の取組を実施する。</p> <p>① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、統計法施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等を計画的に確認する。</p> <p>② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、統計調査の実施現場の状況を理解するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会における審議に活用する。</p> <p>③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完（imputation）等、欠測値を含むデータの処理方法や非対称分布推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会との連携強化方を検討する。</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発成果の共有については、他の関連事項と合わせて整理。</li> </ul>

## 項目別平成24年度統計法施行状況審議結果

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
第2-1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 基幹統計の整備 （第1WG・第2WG）	<p>◇ 本文には、新統計法の全面施行を控えた時期であったことから、①新統計法の該当条文（第2条第4項）、②基幹統計化の個別判断に当たった際の判断要素の例、及び③法定基幹統計（国勢統計及び国民経済計算）と経済構造統計の重要性等を記述。</p> <p>◇ また、別表及びその別紙には、①指定統計から基幹統計に移行する統計の整備（一定の検討を行う基幹統計等5事項）、②新たに基幹統計として整備する統計（5事項、すべて加工統計）、③将来の基幹統計化について検討する統計（9事項、調査統計6事項、加工統計2事項、業務統計1事項）の区分に応じて、それぞれ個別の理由、留意事項、検討の方向性等を記述。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<p>○ 平成24年度においては、「社会保障費用統計」の基幹統計化、「埋蔵鉱量統計」の基幹統計としての指定解除等が行われ、上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②「新たに基幹統計として整備する統計」の事項については、「現在推計人口」を除き、ほぼ措置済み。</p> <p>○ 上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、平成24年度に「法人建物調査」の「法人土地基本統計」（基幹統計）への統合が行われているものの、他は「実施可能」又は「実施予定」等の自己評価。中には、輸出入者等の理解を得ることが困難等の理由から「実施困難」とする業務統計（貿易統計）や廃止された一般統計調査（「食料品生産実態調査」、「米麦加工食品生産動態統計調査」）も有る。</p>
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 上記①の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び②の「新たに基幹統計として整備する統計」については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている。</p> <p>○ また、上記③の「将来の基幹統計化について検討する統計」については、「実施済」は一部こととまわっているものの、残された事項については「実施予定」又は「実施可能」との自己評価が大半となっており、引き続きその対応を注視する。ただし、「実施困難」としての事項や、廃止された調査の取扱いについては、次期基本計画に向けた検討の中で、整理が必要。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 旧法上の指定統計から基幹統計への移行は完了。残された課題については、検討を継続する。</p> <p>○ 現行基本計画においては、指定統計から基幹統計への移行のため、統計法の規定、基幹統計化の判断要素等を記載しているが、基幹統計化が済んだことから項目としては削除。別紙の課題についても実施済みのものが多いため、別表に統合するよう整理する。</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個別の課題については、各関連項目の中で取り上げることとし、現行基本計画の項目及び別表の別紙は整理する方向とする。</li> <li>2 個別課題については、以下のとおり整理することとする。</li> </ol> <p>① 現行基本計画の別表（別紙）の「新たに基幹統計として整備する統計」のうち「現在推計人口」については、新たに外国人住民の登録が行われるなど住民基本台帳制度の変更による状況に踏まえつつ引き続き基幹統計化の検討を進める。また、「将来の基幹統計化について検討する統計」に掲げられた事項のうち、「実施可能」と自己評価しているものについては、基幹統計化に向けた課題の整理等を行った上で、引き続き検討を続ける。</p> <p>② 「食料品生産実態調査」、「油糧生産実績調査」及び「米麦加工食品生産動態等統計調査」については、「油糧生産実績調査」以外の2調査が既に廃止されていることに加え、「油糧生産実績調査」においても他の「生産動態統計」（基幹統計）と同様の措置がなされる予定であることから、次期基本計画の課題とはしない。</p> <p>③ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、統計委員会における審議は統計の作成（集計）方法が中心となることや国民への情報提供の充実等という観点も考慮して、引き続き基幹統計化の可否について検討し、結論を得る。</p>

備考 (留意点)